

清水港港湾計画資料(その2)

－ 改 訂 －

令和3年3月

清水港港湾管理者

静岡県

目 次

第1章 地域の概要	1
1-1 港湾の概要	1
1-2 公害苦情の現況	2
1-3 下水道の整備状況	4
第2章 環境の現況	6
2-1 大気質の現況	6
2-2 騒音の現況	24
2-3 振動の現況	38
2-4 悪臭の現況	45
2-5 潮流の現況	48
2-6 水質の現況	57
2-7 底質の現況	79
2-8 地形の現況	88
2-9 生物の現況	90
2-10 生態系の現況	150
2-11 景観の現況	160
2-12 人と自然との触れ合い活動の場の現況	164
2-13 その他の現況	170
第3章 環境影響の予測と評価	177
3-1 基本方針	177
3-2 大気質への影響の予測と評価	179
3-3 騒音による影響の予測と評価	196
3-4 振動による影響の予測と評価	206
3-5 悪臭による影響の予測と評価	209
3-6 潮流への影響の予測	210
3-7 水質への影響の予測と評価	239
3-8 底質への影響の予測と評価	261
3-9 地形への影響の予測と評価	261
3-10 生物への影響の予測と評価	261
3-11 生態系への影響の予測と評価	262
3-12 景観への影響の予測と評価	263
3-13 人と自然との触れ合い活動の場への影響の予測と評価	263
3-14 その他への影響の予測と評価	263
第4章 総合評価	264

第1章 地域の概要

1-1 港湾の概要

清水港は、本州のほぼ中央、駿河湾の西岸に位置し、日本のシンボルで世界文化遺産である富士山を背景に、三保半島を天然の防波堤とした日本屈指の良港として古くから栄えてきた港である。明治 11 年の清水波止場の築造が近代清水港の発端となり、明治 32 年に開港場の指定、昭和 27 年に国際貿易港として特定重要港湾に指定され、令和元年には開港 120 周年を迎えた。また、平成 23 年に国際海上輸送網の拠点として国際拠点港湾に指定され、平成 29 年には国際クルーズ拠点の形成を図る国際旅客船拠点形成港湾に指定されている。

本港の背後都市である静岡市は静岡県の中央部に位置し、葵区、駿河区、清水区の 3 区で構成されており、範囲は駿河湾から静岡平野や清水平野を経て赤石山脈（南アルプス）の県境まで南北に広がる。静岡市は、平成 15 年に旧静岡市と旧清水市の合併により誕生し、平成 17 年に政令指定都市に移行した。その後、平成 18 年に庵原郡蒲原町、平成 20 年に庵原郡由比町を編入し現在の市域となった。その規模は、東西約 50 km、南北約 83 km、面積 1,411.83 km²（令和 2 年 1 月現在）、人口 688,787 人（令和 2 年 6 月現在）となっている。気候については、過去 5 年間（平成 26 年～平成 30 年）の年平均気温は 17.2℃、年平均降水量は 2,434mm であり、北部山岳地帯を除けば全般的に温暖な海洋性気候で、四季がはっきり分かれている。冬は乾燥して晴天が多く、平地では雪もあまり見られない。

また、清水港では新興津コンテナターミナルの整備が進められ、今後も「中部横断自動車道」や「新東名高速道路」の整備が促進されることにより、グローバルな物流経済拠点として更なる発展が期待されている。

1-2 公害苦情の現況

静岡市における過去 10 年間の公害苦情件数の推移は、表 1-2-1 及び図 1-2-1 に示すとおりである。公害苦情件数は年々減少傾向が見られるが、種類別では騒音が 64 件（総数の 46.7%）と最も多く、次いで悪臭 31 件（同 22.6%）、大気汚染 22 件（同 16.1%）となっている。

また、静岡市における平成 30 年度の発生源別公害苦情件数は表 1-2-2 に、用途地域別公害苦情件数は表 1-2-3 に示すとおりである。発生源別では製造業が 37 件と最も多く、次いで建設業 24 件、サービス業 10 件となっている。用途地域別では住居系地域が 54 件と最も多く、次いで準工業地域 39 件となっている。

表 1-2-1 公害苦情件数の推移（平成 21 年度～平成 30 年度）

種類	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
大気汚染		63	51	57	57	48	31	45	25	15	22
水質汚濁		20	11	14	15	16	11	4	14	23	19
騒音		72	77	100	92	115	70	92	87	76	64
振動		4	7	9	4	3	3	5	4	3	1
土壌汚染		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭		49	45	46	36	29	27	32	43	25	31
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		210	191	226	204	211	142	178	173	142	137

資料：「令和元年度版 静岡市の環境」（令和元年、静岡市）

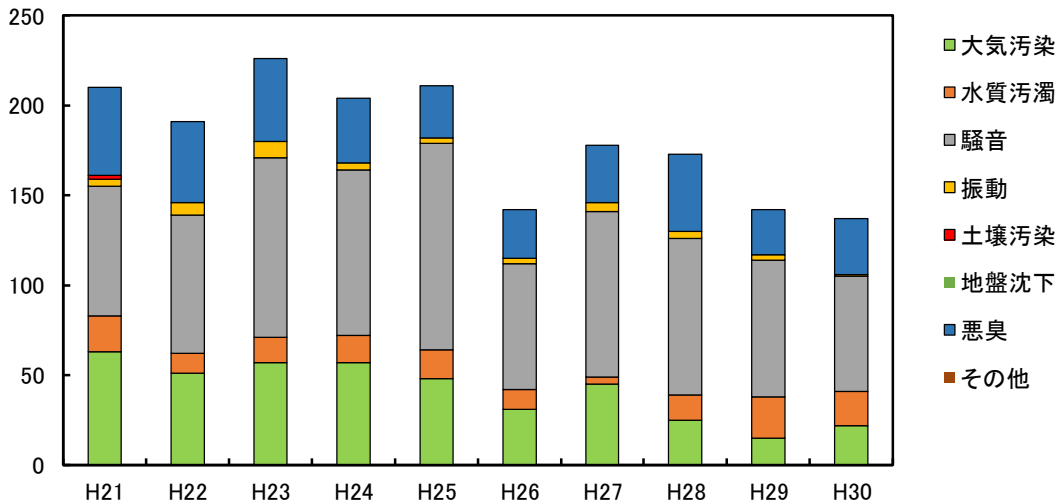


図 1-2-1 公害苦情件数の推移（平成 21 年度～平成 30 年度）

資料：「令和元年度版 静岡市の環境」（令和元年、静岡市）

表 1-2-2 発生源別公害苦情件数の内訳（平成 30 年度）

発生源	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	合計	比率(%)
農業		1	0	0	0	1	0	2	1.5
林業		0	0	0	0	0	0	0	0
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0
建設業		8	0	11	0	5	0	24	17.5
製造業		7	6	12	1	11	0	37	27.0
電気・ガス・水道		0	0	3	0	0	0	3	2.2
運輸・通信業		1	0	7	0	0	0	8	5.8
卸売・小売業・飲食店		1	0	4	0	3	0	8	5.8
サービス業		1	1	6	0	2	0	10	7.3
公務		0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活		0	0	0	0	0	0	0	0
事務所		0	0	0	0	0	0	0	0
道路		0	0	0	0	0	0	0	0
空地		0	0	0	0	0	0	0	0
公園		0	0	0	0	0	0	0	0
神社・寺院等		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		3	1	21	0	4	0	29	21.2
不明		0	11	0	0	5	0	16	11.7
総数		22	19	64	1	31	0	137	100

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

表 1-2-3 用途地域別公害苦情件数の内訳（平成 30 年度）

用途地域	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	合計	比率(%)
都市計画区域内		22	18	63	1	30	0	134	97.8
住居系地域		9	8	29	0	8	0	54	39.4
近隣商業地域		1	0	4	0	1	0	6	4.4
商業地域		0	0	3	0	4	0	7	5.1
準工業地域		5	5	18	1	10	0	39	28.5
工業地域		1	3	5	0	5	0	14	10.2
工業専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
調整地域等		6	2	4	0	2	0	14	10.2
都市計画区域外		0	1	1	0	1	0	3	2.2
総数		22	19	64	1	31	0	137	100

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

1-3 下水道の整備状況

静岡市清水区における公共下水道整備状況は、表 1-3-1 及び図 1-3-1 に示すとおりである。全体計画における処理面積は 5,561ha、処理人口は 230,700 人、事業計画における処理面積は 4,335ha、処理人口は 231,000 人となっている。

また、静岡市における下水道処理人口普及率は、84.5%（令和元年度末現在）となっている。

表 1-3-1 公共下水道整備状況（静岡市清水区）

平成 26 年度値

処理区名	全体計画		事業計画		計画処理能力 (m ³ /日最大)
	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
南部処理区	1,363	43,400	988	43,400	35,500
北部処理区	619	19,700	444	18,500	15,100
静清処理区	3,580	167,600	2,903	169,100	94,000
合計	5,561	230,700	4,335	231,000	144,600

資料:「静岡市公共下水道計画一般図(汚水)」(静岡市上下水道局)

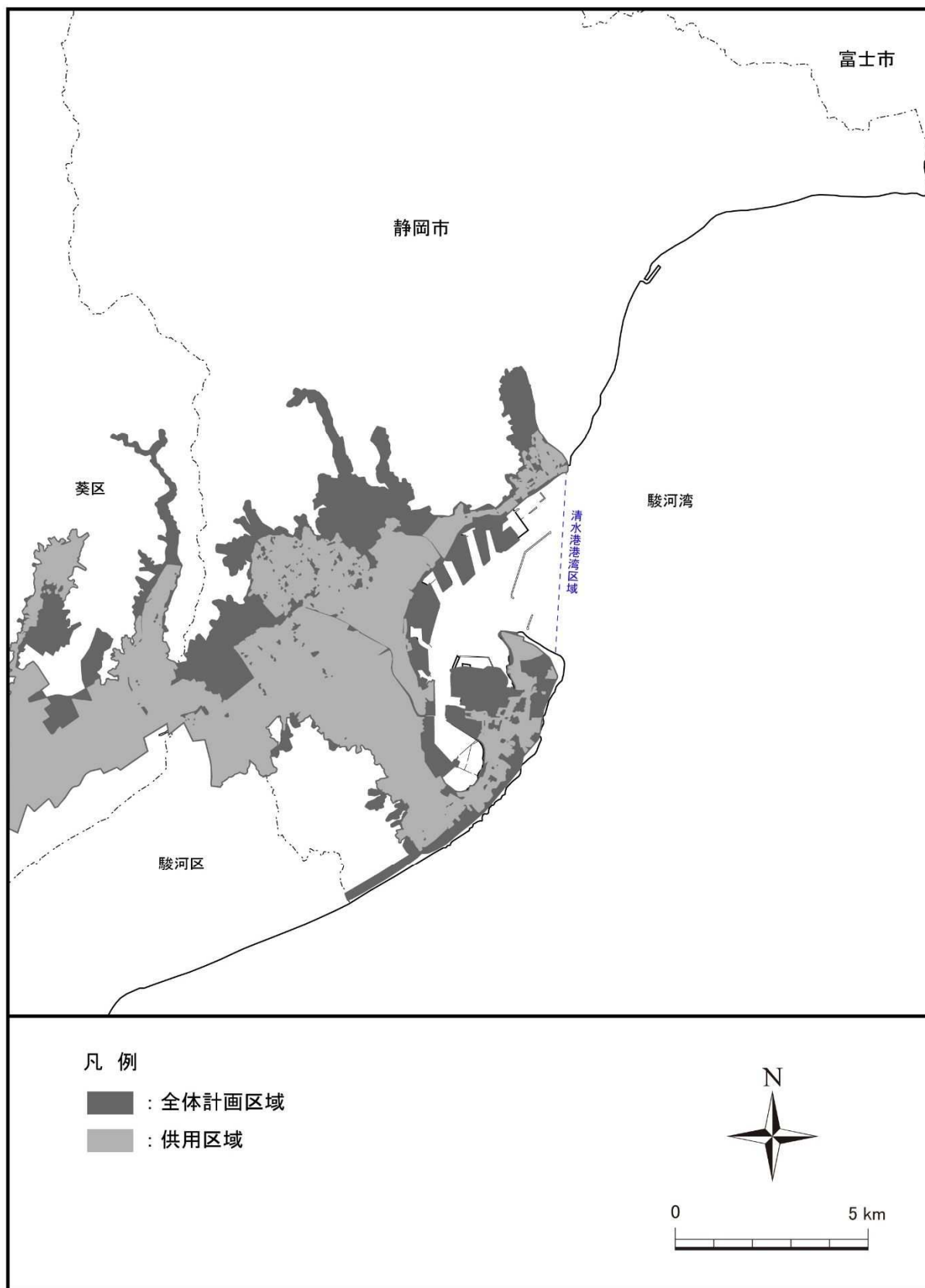


図 1-3-1 公共下水道計画図

資料:「静岡市公共下水道計画一般図(汚水)」(静岡県上下水道局)
「令和元年度版 静岡県の生活排水処理」(令和2年、静岡県)
「下水道が使える区域一覧」(静岡市 HP)

第2章 環境の現況

2-1 大気質の現況

(1) 環境基準

環境基本法（平成5年11月19日、法律第91号）第16条の規定に基づく「大気汚染に係る環境基準」、及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日、法律第105号）第7条の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準」は表2-1-1に、環境基準の評価方法は表2-1-2に示すとおりである。

表 2-1-1(1) 大気汚染に係る環境基準

①大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	サルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	非分散型赤外分析計を用いる方法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
(備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。						

大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)
最終改正:(平成8年10月25日、環境庁告示第73号)

二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)
最終改正:(平成8年10月25日、環境庁告示第74号)

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成21年9月9日、環境省告示第33号)

表 2-1-1 (2) 大気汚染に係る環境基準

②ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
(備考)				
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損うおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。				

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成 9 年 2 月 4 日、環境庁告示第 4 号)
最終改正:(平成 30 年 11 月 19 日、環境省告示第 100 号)

表 2-1-1 (3) 大気汚染に係る環境基準

③ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	ダイオキシン類
環境上の条件	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
測定方法	ポリリタンフォームを装着した採取筒を、ろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考)	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。	

ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準
(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)
最終改正:(平成 21 年 3 月 31 日、環境省告示第 11 号)

表 2-1-2 大気汚染に係る環境基準の評価方法

評価方法	物質名	環境基準値による評価方法
長期的評価	二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。
	微小粒子状物質	測定結果の年平均値と長期基準(年平均値)と比較し、評価を行う。
短期的評価	二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
	一酸化炭素	定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較してその評価を行う。
	光化学オキシダント	定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
	微小粒子状物質	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値と選択して、短期基準(日平均値)と比較し、評価を行う。
98%値評価	二酸化窒素	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
長期的評価	ベンゼン トリクロエチレン テトラクロエチレン ジクロロメタン	同一地点で連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
	ダイオキシン類	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

(2) 大気汚染物質発生施設の届出状況

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 97 号）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日、静岡県条例第 44 号）に基づく、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の届出状況は表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3(1) 静岡市におけるばい煙発生施設届出状況

令和元年度末現在

区分	静岡市全体	清水区
ばい煙発生施設(大気汚染防止法対象)	697	364
ばい煙発生施設(県条例対象)	64	64

資料: 静岡市環境局提供資料(令和元年、静岡市)

表 2-1-3(2) 静岡市における粉じん発生施設届出状況

令和元年度末現在

区分	静岡市全体	清水区
一般粉じん発生施設(大気汚染防止法対象)	126	27
一般粉じん発生施設(県条例対象)	1,710	522

注) 静岡市内に特定粉じん発生施設はない。

資料: 静岡市環境局提供資料(令和元年、静岡市)

(3) 測定状況

清水港の背後地域である静岡市における大気質の測定は、静岡市によって一般環境大気測定局5局、自動車排出ガス測定局1局が設置され、常時監視測定を行っている。

測定状況は表2-1-4、それぞれの測定位置は図2-1-1に示すとおりである。

表2-1-4 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の測定状況

令和元年3月31日現在

区分	番号	設置者	測定局名	所在地	用途地域	測定項目							
						二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速
一般局	1	静岡市	清水第七中学校	清水区草薙三丁目9-20	住					○			○
	2		清水区役所	清水区旭町6-8	商	○	○	○		○		○	○
	3		清水三保第一小学校	清水区三保1069-1	住	○	○	○		○	○		○
	4		清水庵原中学校	清水区原245	未		○	○		○	○		○
	5		清水興津北公園	清水区興津中町1288	住	○	○	○		○	○		○
自排局	6		自排神明	清水区庵原町97-2	準	○	○	○	○			○	○

注) 一般局:一般環境大気局、自排局:自動車排出ガス測定局

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
住	同号用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
工	同号用途地域のうち、「工業地域」
準	同号用途地域のうち、「準工業地域」
未	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいずれにも該当しない地域

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

「平成30年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」(令和元年8月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

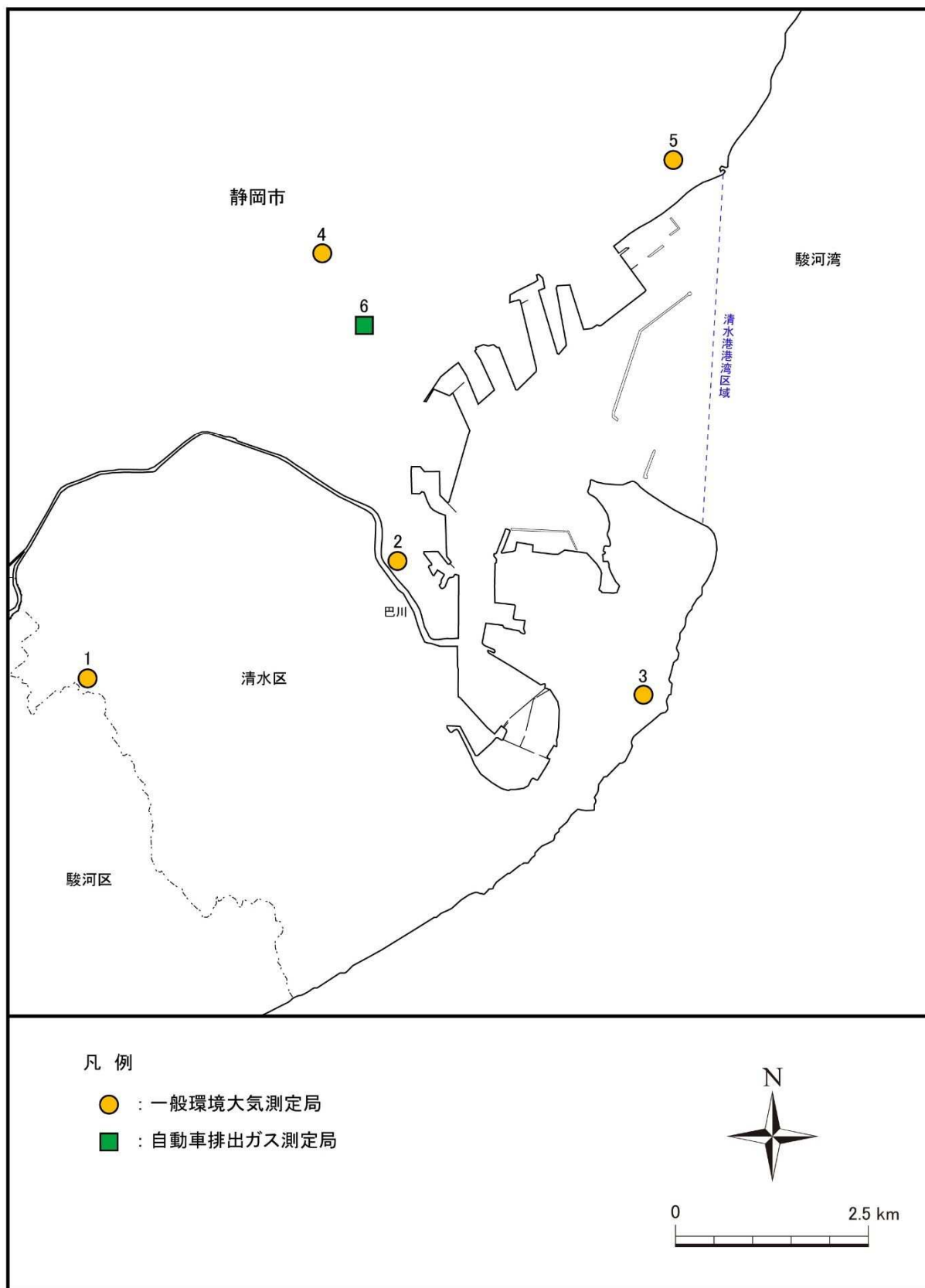


図 2-1-1 大気汚染常時監視測定局等位置図

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

(4) 調査結果

1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄については、一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-5 に、過去 5 年間の経年変化（年平均値）は図 2-1-2 に示すとおりである。

平成 30 年度における日平均値の 2%除外値は 0.003~0.004ppm の範囲に、1 時間値の最高値は 0.012~0.093ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準を達成している。また、経年的には概ね横ばいに推移している。

表 2-1-5 二酸化硫黄濃度測定結果

局区分	番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	(有：×・無：○)		
一般局	2	清水区役所	344	8,227	0.002	0	0	0	0	0.093	0.004	0	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	○
	3	清水三保第一小学校	362	8,630	0.001	0	0	0	0	0.027	0.003	0	○		○
	5	清水興津北公園	362	8,642	0.001	0	0	0	0	0.015	0.003	0	○		○
自排局	6	自排神明	355	8,488	0.002	0	0	0	0	0.012	0.003	0	○	○	

注) 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和2年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

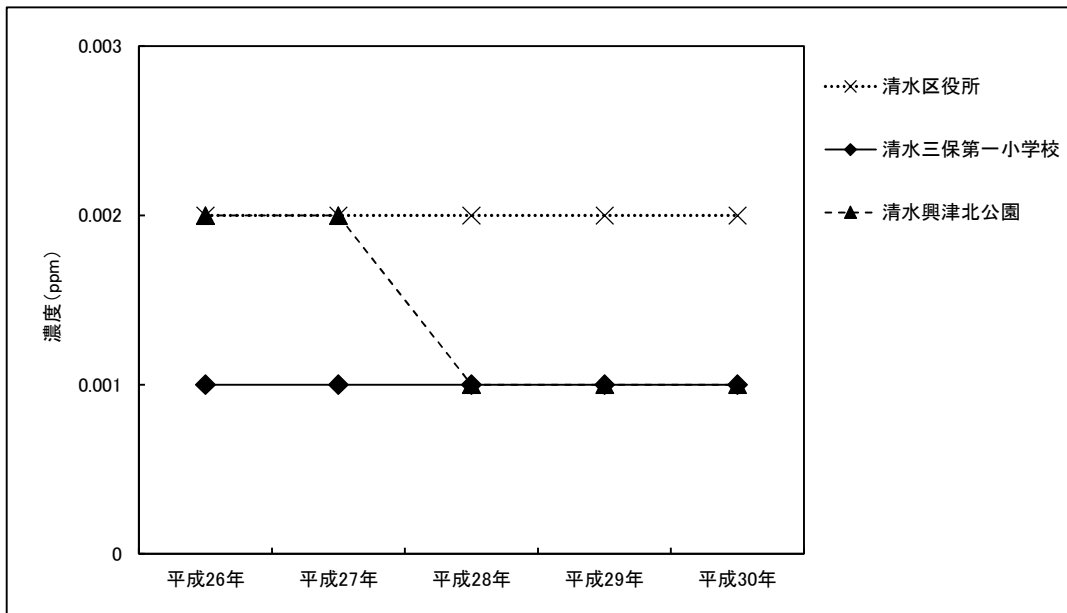


図 2-1-2 (1) 二酸化硫黄濃度経年変化 (一般局 : 年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

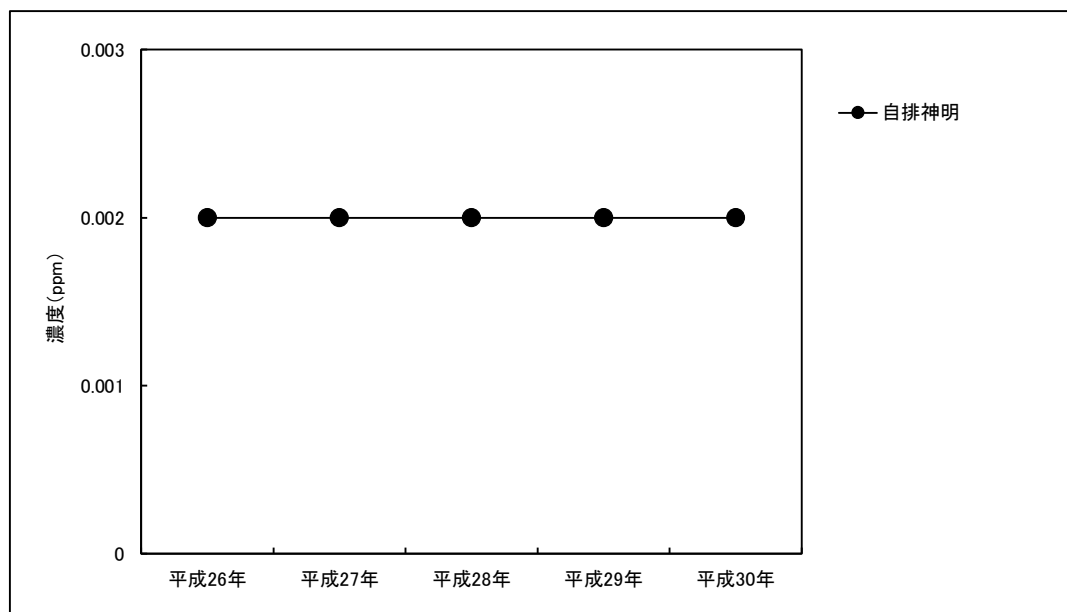


図 2-1-2 (2) 二酸化硫黄濃度経年変化 (自排局 : 年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

2) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素については、一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-6 に、過去 5 年間の経年変化（年平均値）は図 2-1-3 に示すとおりである。

平成 30 年度における日平均値の年間 98%値は 0.014~0.037ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準を達成している。また、経年的には概ね横ばいから減少傾向を示している。

表 2-1-6 二酸化窒素濃度測定結果

局区分	番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			(日)	(時間)		(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)		
一般局	2	清水区役所	362	8,644	0.011	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	○
	3	清水三保第一小学校	363	8,644	0.007	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0		○
	4	清水庵原中学校	364	8,648	0.007	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0		○
	5	清水興津北公園	362	8,645	0.009	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0		○
自排局	6	自排神明	362	8,638	0.022	0.063	0	0	0	0	0	0	3	0.8	0.037	0	○	

注) 一般局:一般環境大気局、自排局:自動車排出ガス測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和2年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

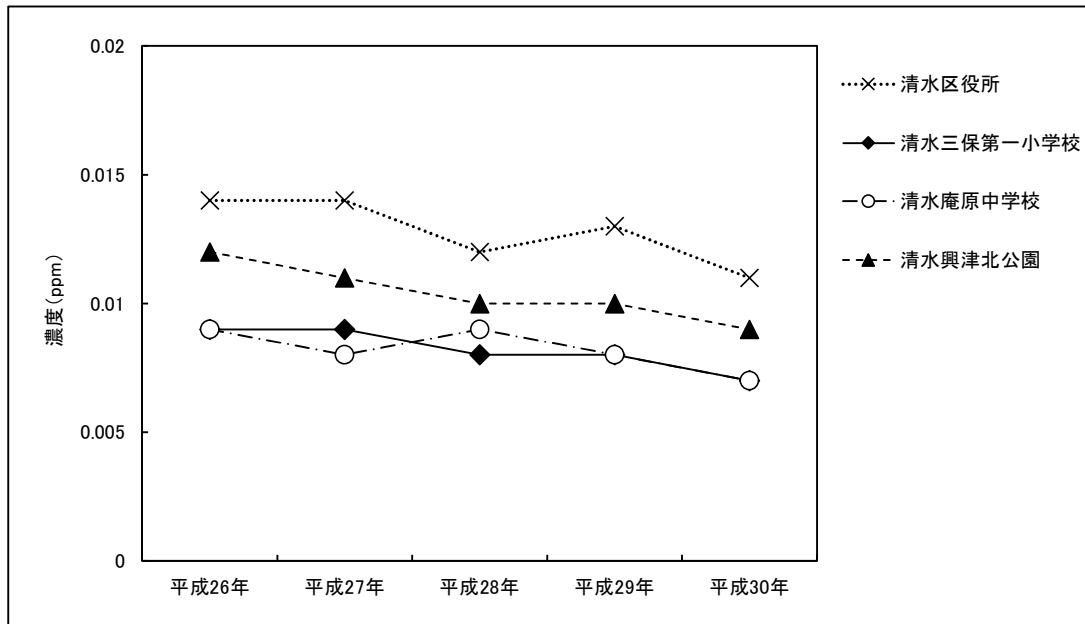


図 2-1-3 (1) 二酸化窒素濃度経年変化 (一般局 : 年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

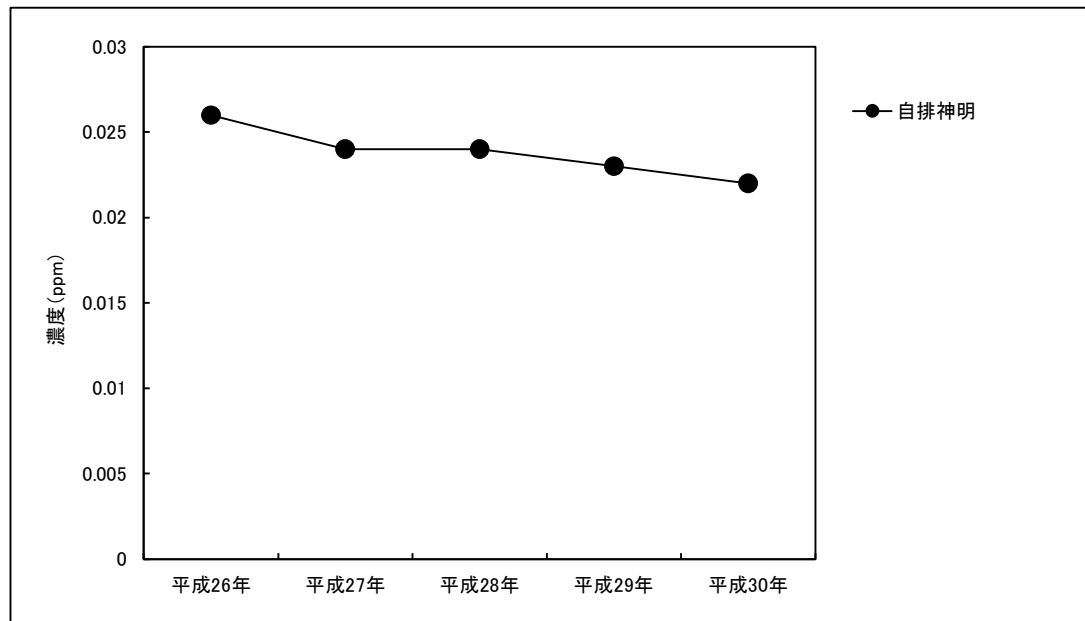


図 2-1-3 (2) 二酸化窒素濃度経年変化 (自排局 : 年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-7 に、過去 5 年間の経年変化（年平均値）は図 2-1-4 に示すとおりである。

平成 30 年度における日平均値の 2%除外値は 0.047~0.059mg/m³ の範囲に、1 時間値の最高値は 0.114~0.174mg/m³ の範囲にあり、全測定局で環境基準を達成している。また、経年的には概ね横ばいに推移している。

表 2-1-7 浮遊粒子状物質測定結果

局区分	番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			(日)	(時間)		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(時間)						
一般局	2	清水区役所	360	8,673	0.016	0	0	0	0	0.121	0.047	0	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	○
	3	清水三保第一小学校	359	8,631	0.02	0	0	0	0	0.15	0.052	0	○		○
	4	清水庵原中学校	364	8,700	0.019	0	0	0	0	0.141	0.059	0	○		○
	5	清水興津北公園	356	8,593	0.016	0	0	0	0	0.174	0.049	0	○		○
自排局	6	自排神明	362	8,698	0.019	0	0	0	0	0.114	0.057	0	○	○	

注) 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和2年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

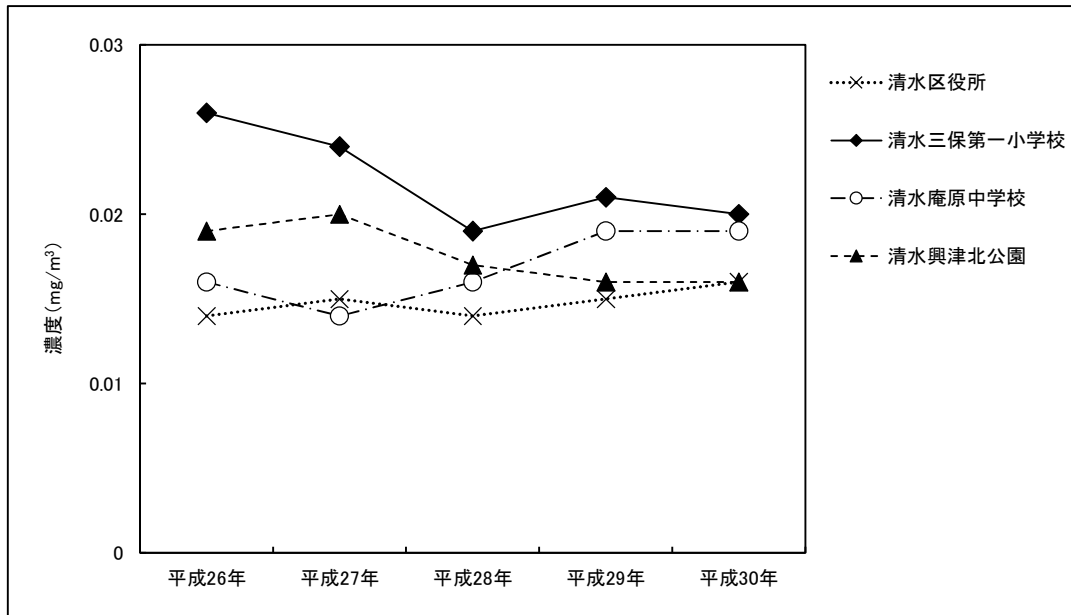


図 2-1-4(1) 浮遊粒子状物質濃度経年変化（一般局：年平均値）

資料：「静岡市の環境」（平成 27 年～令和元年、静岡市）

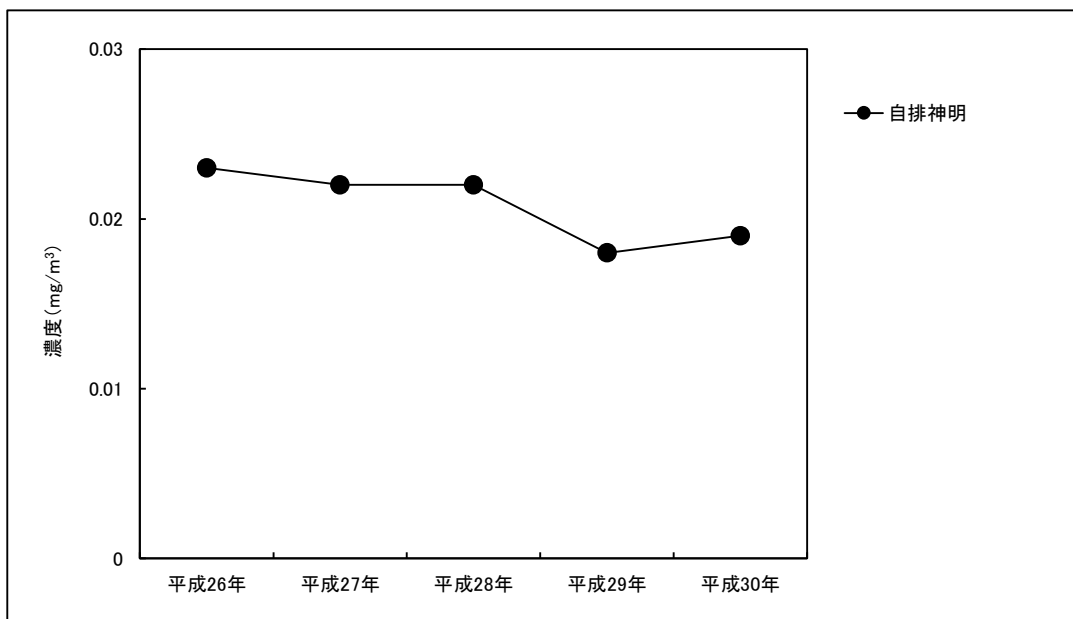


図 2-1-4(2) 浮遊粒子状物質濃度経年変化（自排局：年平均値）

資料：「静岡市の環境」（平成 27 年～令和元年、静岡市）

4) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素については、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-8 に、過去 5 年間の経年変化（年平均値）は図 2-1-5 に示すとおりである。

平成 30 年度における日平均値の 2%除外値は 0.7ppm、1 時間値の最高値は 1.9ppm であり環境基準を達成している。また、経年的には横ばいに推移している。

表 2-1-8 一酸化炭素測定結果

局区分	番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			(日)	(時間)		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)						
自排局	6	自排神明	361	8,612	0.3	0	0	0	0	0	0	1.9	0.7	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	○

注) 自排局:自動車排出ガス測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和 2 年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

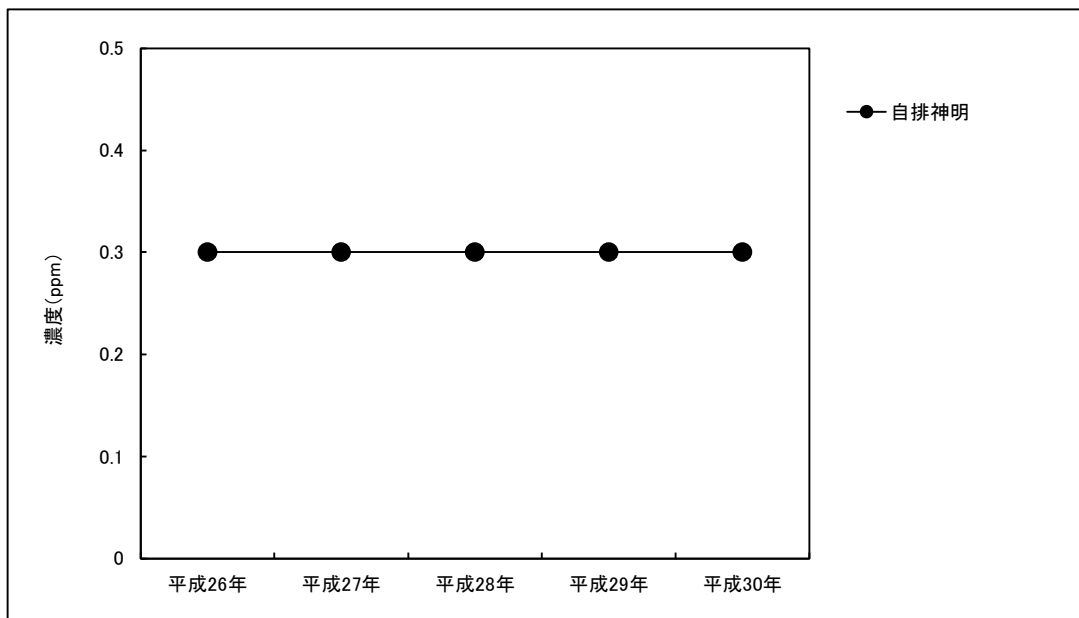


図 2-1-5 一酸化炭素濃度経年変化 (自排局：年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

5) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局 5 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-9 に、過去 5 年間の経年変化（昼間の 1 時間値の年平均値）は図 2-1-6 に示すとおりである。

平成 30 年度における昼間の 1 時間値の最高値は 0.086～0.108ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準を達成していない。なお、経年的には概ね横ばいに推移している。

表 2-1-9 光化学オキシダント測定結果

局区分	番号	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)		
一般局	1	清水第七中学校	344	5,055	0.033	38	134	0	0	0.099	0.046	1時間値が0.06 ppm以下であること	×
	2	清水区役所	365	5,410	0.029	42	166	0	0	0.086	0.042		×
	3	清水三保第一小学校	365	5,423	0.036	79	389	0	0	0.108	0.049		×
	4	清水庵原中学校	364	5,398	0.033	64	292	0	0	0.089	0.046		×
	5	清水興津北公園	341	5,082	0.035	78	406	0	0	0.101	0.05		×

注) 一般局:一般環境大気測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和2年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

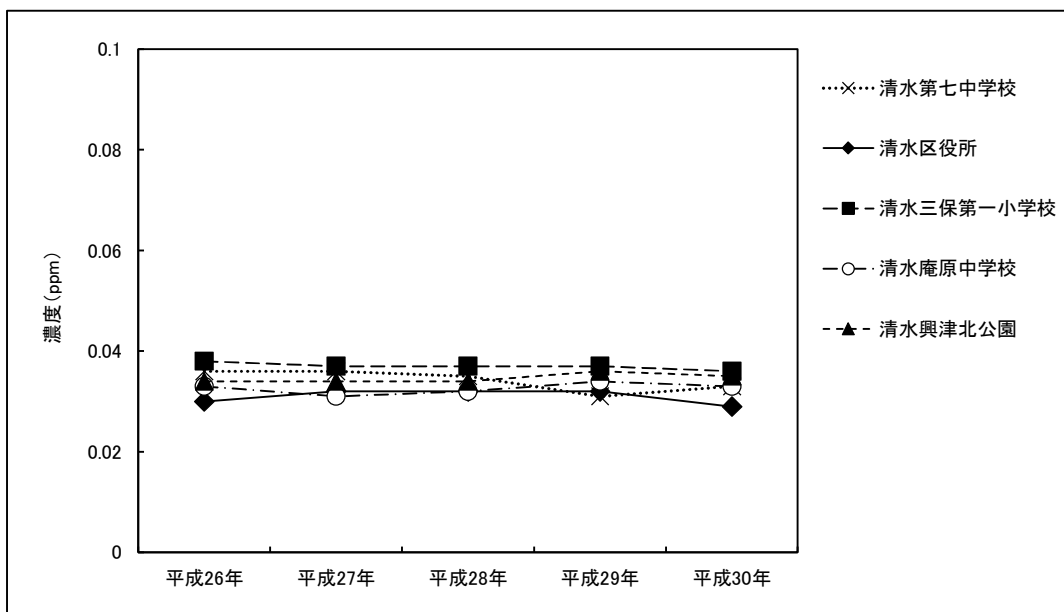


図 2-1-6 光化学オキシダント濃度経年変化 (一般局: 1 時間値の年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成 27 年～令和元年、静岡市)

6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質については、一般環境大気測定局3局で測定を実施している。平成30年度における測定結果は表2-1-10に、過去5年間の経年変化(年平均値)は図2-1-7に示すとおりである。

平成30年度における日平均値の98%値は25.2~28.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲に、日平均値の最高値は32.8~35.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、全測定局で環境基準を達成している。また、経年的には減少傾向を示している。

表 2-1-10 微小粒子状物質測定結果

局区分	番号	測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値の最高値	日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の割合	環境基準	環境基準 ○:達成 ×:非達成
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)		
一般局	3	清水三保第一小学校	334	11	25.2	32.8	0	0	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	○
	4	清水庵原中学校	362	9.8	28.5	35.7	1	0.3		○
	5	清水興津北公園	358	10.7	25.2	35.5	1	0.3		○

注) 一般局:一般環境大気測定局

資料:「環境数値データベース:大気環境月間値・年間値データ」(令和2年、国立環境研究所)
「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

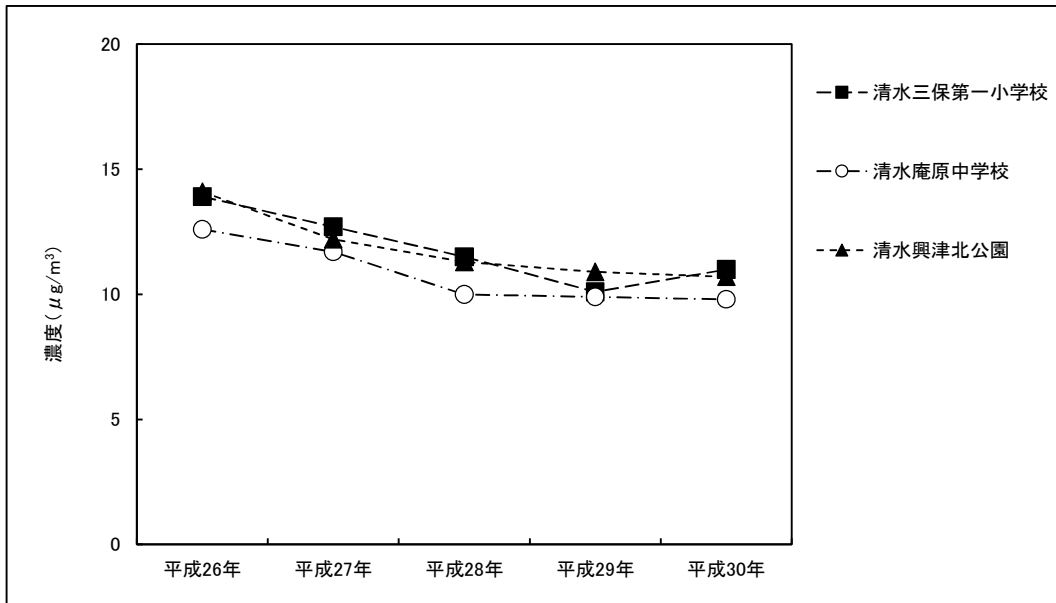


図 2-1-7 微小粒子状物質濃度経年変化 (一般局:年平均値)

資料:「静岡市の環境」(平成27年~令和元年、静岡市)

7) 有害大気汚染物質

① ベンゼン

ベンゼンについては、一般環境大気測定局 1 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-11 に示すとおりである。

表 2-1-11 ベンゼンの測定結果

局区分	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	3	清水三保第一小学校	0.58	年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あること	○
自排局	6	自排神明	0.72		○

注) 1. 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局
2. $1\mu\text{g} = 10^{-6}\text{g}$

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

② トリクロロエチレン

トリクロロエチレンについては、一般環境大気測定局 1 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を実施している。平成 30 年度における測定結果は表 2-1-12 に示すとおりである。

表 2-1-12 トリクロロエチレンの測定結果

局区分	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	3	清水三保第一小学校	0.069	年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あること	○
自排局	6	自排神明	0.068		○

注) 1. 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局
2. $1\mu\text{g} = 10^{-6}\text{g}$

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

③ テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンについては、一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局で測定を実施している。平成30年度における測定結果は表2-1-13に示すとおりである。

表 2-1-13 テトラクロロエチレンの測定結果

局区分	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	3	清水三保第一小学校	0.071	年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あること	○
自排局	6	自排神明	0.042		○

注) 1. 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局
2. $1\mu\text{g} = 10^{-6}\text{g}$

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

④ ジクロロメタン

ジクロロメタンについては、一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局で測定を実施している。平成30年度における測定結果は表2-1-14に示すとおりである。

表 2-1-14 ジクロロメタンの測定結果

局区分	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	3	清水三保第一小学校	1.10	年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あること	○
自排局	6	自排神明	0.98		○

注) 1. 一般局:一般環境大気測定局、自排局:自動車排出ガス測定局
2. $1\mu\text{g} = 10^{-6}\text{g}$

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境大気測定局2局で年4回測定を実施している。平成30年度における測定結果は表2-1-15に示すとおりであり、全測定局で環境基準を達成している。

表 2-1-15 ダイオキシン類の測定結果

局区分	番号	測定局名	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	環境基準	環境基準 ○：達成 ×：非達成
							(pg-TEQ/m ³)		
一般局	1	清水第七中学校	0.011	0.0097	0.015	0.012	0.012	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること	○
	3	清水三保第一小学校	0.0072	0.011	0.011	0.019	0.012		○

注) 1. 一般局:一般環境大気測定局

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

2-2 騒音の現況

(1) 環境基準等

環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号）第 16 条の規定に基づく「騒音に係る環境基準」は表 2-2-1 に、騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度は表 2-2-2 に示すとおりである。また、地域類型の指定状況等は図 2-2-1～図 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-1 騒音に係る環境基準

ア. 一般地域(道路に面する地域以外の地域)の環境基準

地域の類型	基準値		(備考)
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B			主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)
最終改正:(平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号)

イ. 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
(備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)
最終改正:(平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号)

ウ. 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準(特例)

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(備考) 1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。 2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。 (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る)。 (2) (1)の道路を除くほか、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路。 (3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15 メートル ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20 メートル	

騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)
 最終改正:(平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号)

静岡市における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域指定(平成 24 年 3 月 30 日、静岡市告示第 193 号)

地域の類型	騒音規制法における区域区分との対応	都市計画法における用途地域との対応
A	騒音規制法に基づく第 1 種区域並びに騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち A の地域の類型をあてはめる地域以外の地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 一部の準工業地域 市街化調整区域
C	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域 工業地域

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

表 2-2-2 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注) a 区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、一部の準工業地域、市街化調整区域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、一部の市街化調整区域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域(特例)

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成 12 年 3 月 2 日、総理府令第 15 号)

最終改正:(平成 23 年 11 月 30 日、環境省令第 32 号)

(平成 27 年 7 月 2 日、静岡市告示第 526 号)

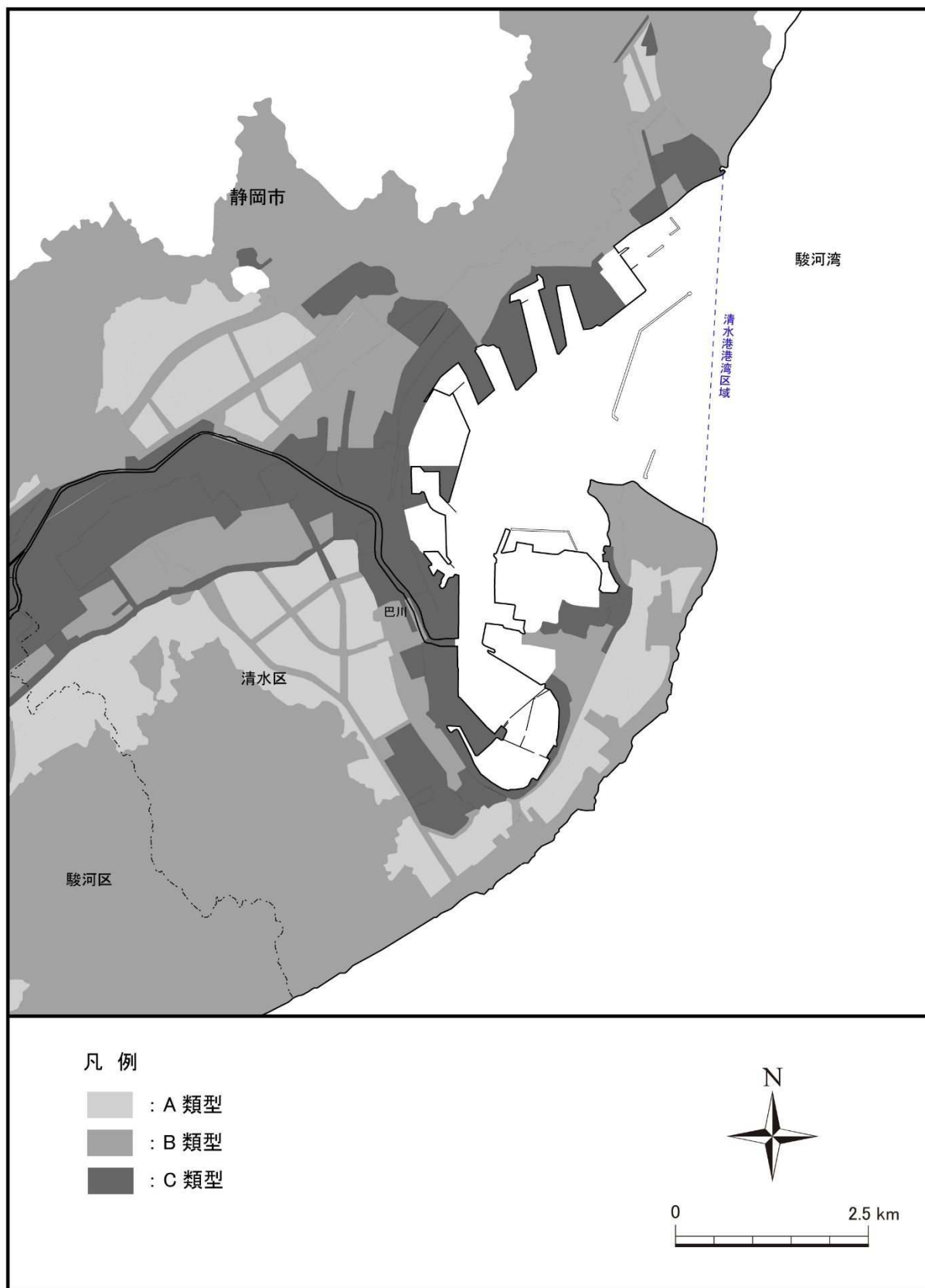


図 2-2-1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況

資料: 静岡市地図情報インターネット提供サービス(都市計画情報)より作成

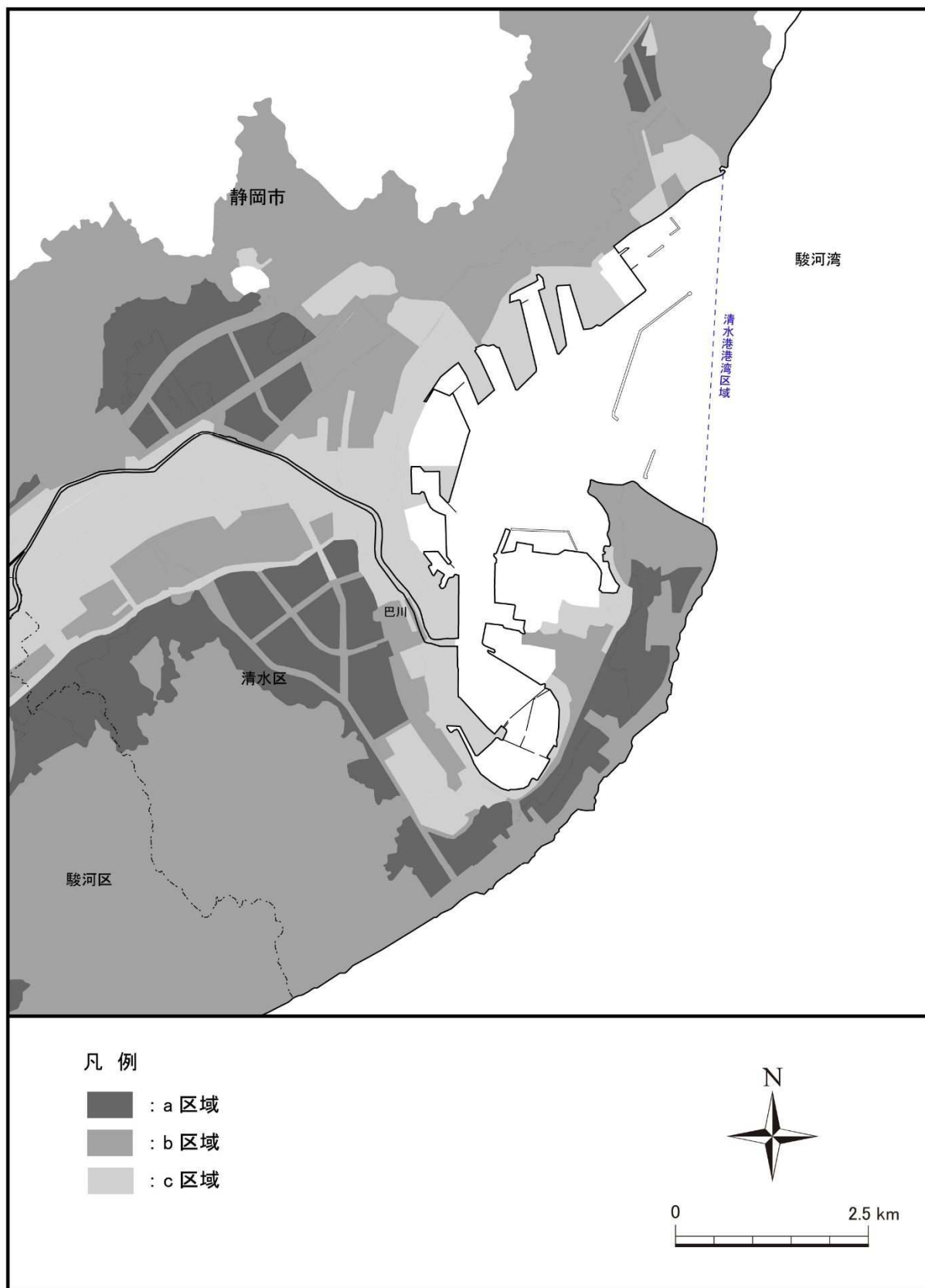


図 2-2-2 騒音に係る要請限度の区域の指定状況

資料: 静岡市地図情報インターネット提供サービス(都市計画情報)より作成

(2) 騒音の規制に係る基準等

騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日、条例第 44 号）に基づく特定工場等において発生する騒音についての規制基準は、表 2-2-3 に示すとおりである。また、静岡市の特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定状況は図 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-3 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00～18:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	該当地域
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域、 準住居地域 一部の準工業地域 市街化調整区域
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域 一部の市街化調整区域
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	工業地域 工業専用地域
(備考)				
1. 下記においては、表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。				
(1) 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内で学校、保育園、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内				
(2) 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境界線から 30 メートルの区域内				

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
 (昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)
 最終改正:(平成 27 年 4 月 20 日、環境省告示第 67 号)

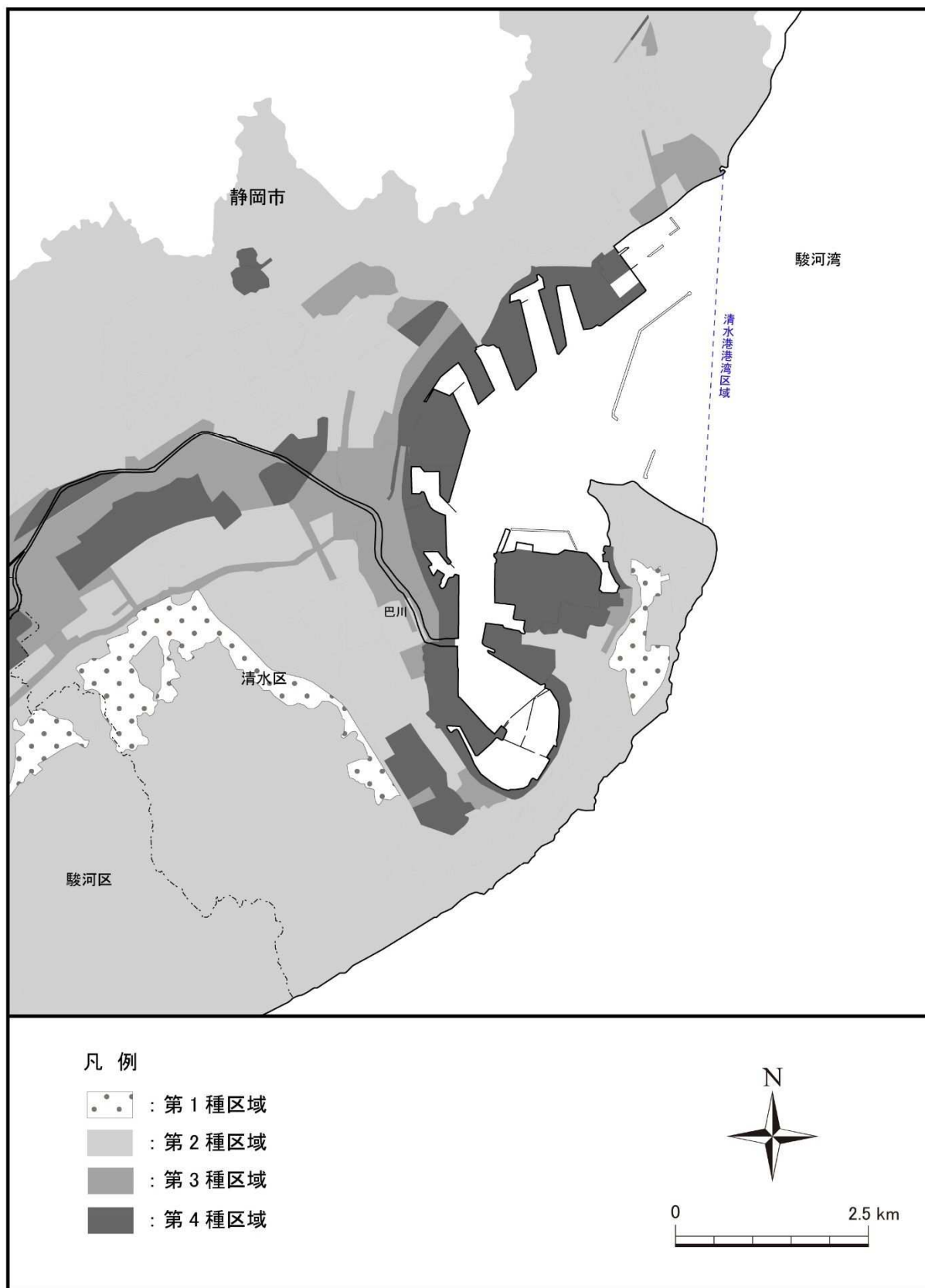


図 2-2-3 騒音規制法に基づく規制地域の指定状況

資料:静岡市地図情報インターネット提供サービス(都市計画情報)より作成

(3) 騒音発生施設の設置状況

静岡県における騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況は、表 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-4 特定工場等及び特定施設の設置状況（静岡県）

平成 30 年度末現在

特定施設の種類	特定工場等数		特定施設数	
	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	3,862	7,619	26,626	51,849
空気圧縮機等	5,257	3,114	31,677	24,318
土石用破砕機等	258	92	832	316
織機	1,400	468	29,078	24,771
建設用資材製造機械	155	66	249	132
穀物用製粉機	22	34	149	87
木材加工機械	2,767	3,311	8,339	9,739
抄紙機	104	126	381	597
印刷機械	755	76	2,820	407
合成樹脂用射出成形機	549	144	6,163	2,064
鋳造型型機	112	73	442	329
クーリングタワー ^{注)}	-	1,316	-	4,243
集じん機 ^{注)}	-	965	-	6,840
冷凍機 ^{注)}	-	7,974	-	47,568
合計	15,241	25,378	106,756	173,260

注) クーリングタワー・集じん機・冷凍機は、騒音規制法の対象外である。

資料:「令和元年版 環境白書(詳細版)」(令和元年、静岡県)

(4) 環境騒音調査（静岡市）

静岡市では、一般地域の環境騒音の状況を把握するために、環境騒音調査を実施している。調査地点は図 2-2-4 に、調査結果は表 2-2-5 に示すとおりである。

平成 30 年度における調査の結果、清見潟公園（No. 1）を除く調査地点において環境基準を達成していた。

表 2-2-5 環境騒音調査結果（一般地域：道路に面する地域以外）

No	調査地点	類型	用途地域	測定値 (L _{Aeq})		環境基準 (dB)			
				昼間	夜間	昼間 (○・×)		夜間 (○・×)	
1	清見潟公園 (清水区横砂)	B	第 1 種住居地域	63	58	55	×	45	×
2	静岡市庵原生涯学習交流館 (清水区庵原町)	C	準工業地域	46	42	60	○	50	○
3	静岡市立清水第一中学校 (清水区宮代町)	B	第 2 種住居地域	52	45	55	○	45	○
4	市営清水能島東団地 (清水区能島)	C	準工業地域	48	41	60	○	50	○
5	大坪公園 (清水区大坪二丁目)	A	第 1 種中高層住居 専用地域	52	45	55	○	45	○
6	静岡市立清水岡小学校 (清水区神田町)	A	第 2 種中高層住居 専用地域	52	44	55	○	45	○
7	静岡市立清水駒越小学校 (清水区駒越東町)	A	第 1 種中高層住居 専用地域	47	43	55	○	45	○

注) ○は適合、×は不適合を示している。

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

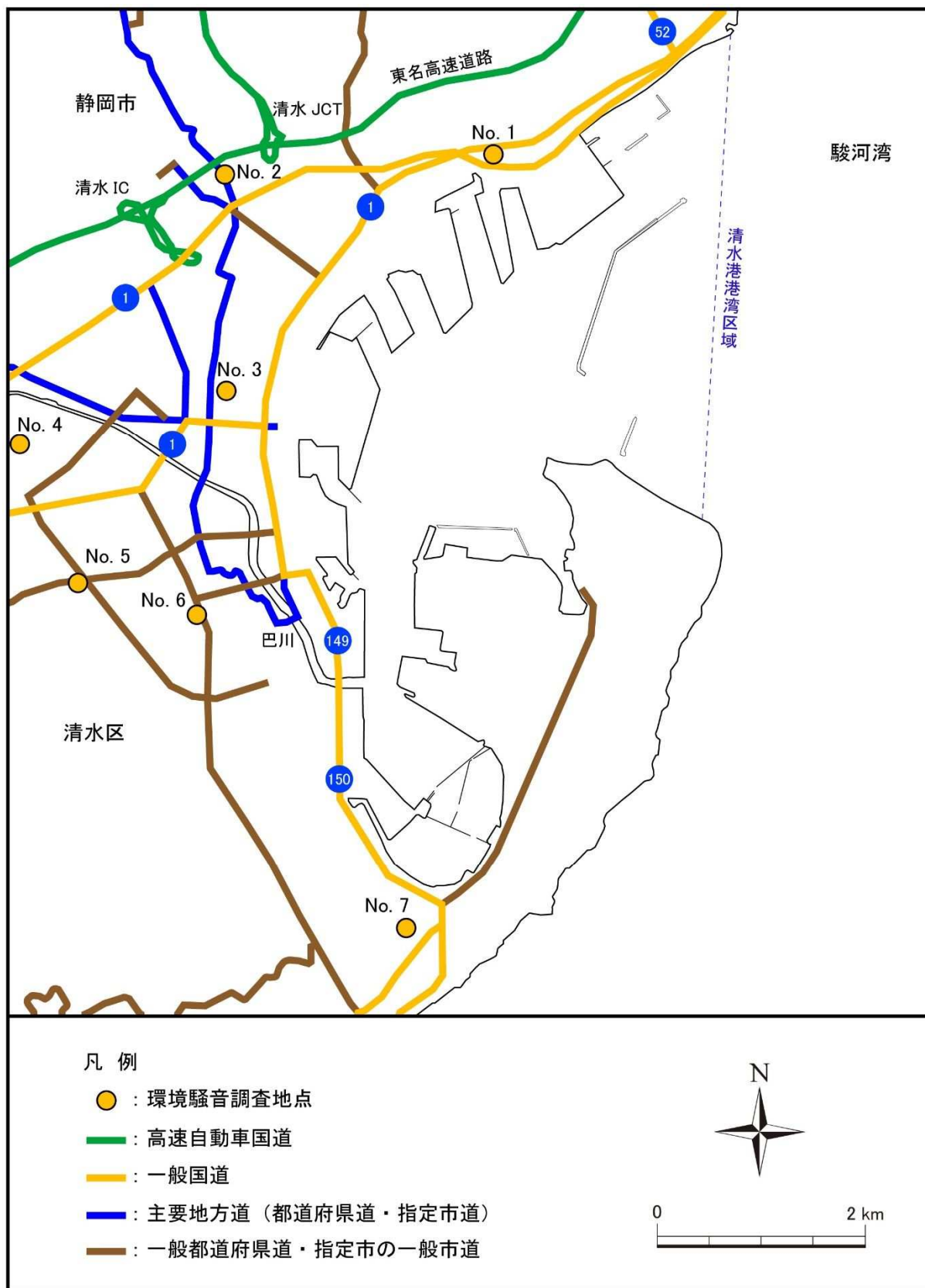


図 2-2-4 環境騒音調査地点位置図

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

(5) 自動車騒音面的評価（静岡市）

静岡市では、道路に面する地域の自動車騒音の状況を把握するために、自動車騒音面的評価を実施している。

平成 30 年度における評価結果は表 2-2-6 に示すとおりであり、昼間・夜間とも環境基準に適合したのは、全対象住戸のうち 97.8%であった。

表 2-2-6 自動車騒音面的評価結果（道路に面する地域）

道路種別	評価 区間 延長 (km)	評価 区間数	住宅等 戸数 (戸)	面的評価結果(全体)			
				昼間・夜間共 基準値以下 戸数(%)	昼間のみ 基準値以下 戸数(%)	夜間のみ 基準値以下 戸数(%)	昼間・夜間共 基準値超過 戸数(%)
高速自動車道(東名)	55.8	37	4,760	4,723 (99.2)	9 (0.2)	3 (0.1)	25 (0.5)
国道 (静岡バイパス含む)	118.8	146	16,552	15,367 (92.8)	306 (1.8)	162 (1.0)	717 (4.3)
県道	221.8	155	36,902	36,418 (98.7)	63 (0.2)	79 (0.2)	342 (0.9)
市道	23.3	28	8,826	8,809 (99.8)	1 (0.0)	2 (0.0)	14 (0.2)
全体	419.7	366	62,902 [※]	61,512 [※] (97.8)	329 [※] (0.5)	209 [※] (0.3)	852 [※] (1.4)

※評価対象道路同士の交差点では対象住戸が重複するため、全体は重複箇所を除いた数としている。そのため道路種別ごとの合計数と全体では差異がある。

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

(6) 現地調査

1) 調査概要

清水港及びその周辺地域の道路交通騒音の状況を把握するため、現地調査を実施した。
調査概要は表 2-2-7 に、調査地点は図 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-7 調査概要

調査項目	道路交通騒音
調査時期	・平日調査：令和 2 年 1 月 21 日(火) 0:00～24:00 ・休日調査：令和 2 年 1 月 25 日(土) 0:00～24:00
調査地点	図 2-2-5 に示す 9 地点(No. 1～No. 9)
調査頻度	2 回(平日・休日)、24 時間連続測定
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成 27 年 10 月、環境省)」に定める方法。

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

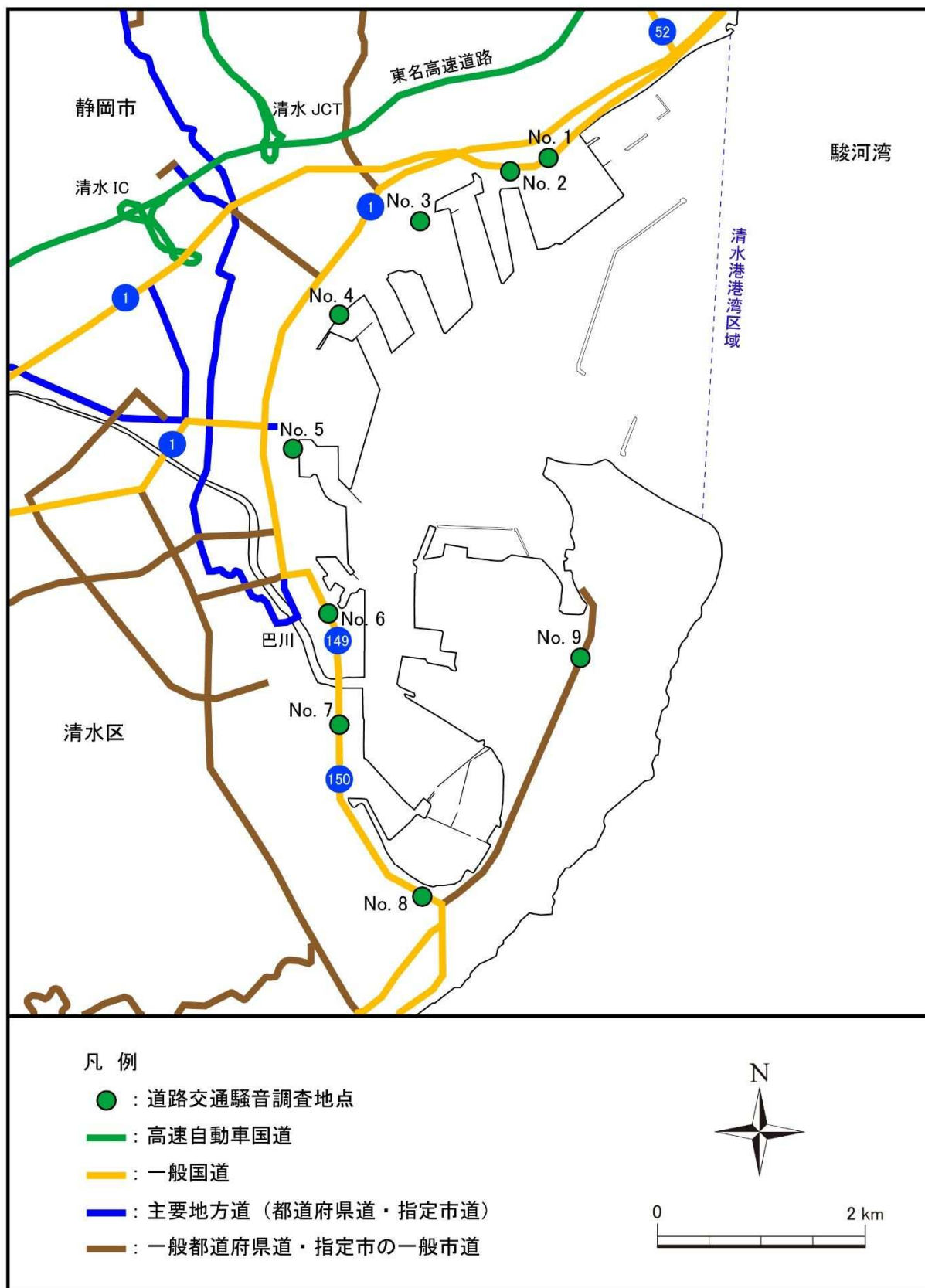


図 2-2-5 騒音調査地点位置図

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

2) 調査結果

騒音調査結果は表 2-2-8 に示すとおりである。

等価騒音レベルは、昼間（平日）が 66～75dB、昼間（休日）が 63～74dB、夜間（平日）が 57～70dB、夜間（休日）55～68dB であり、環境基準を満たしていない地点が見られたが、要請限度については全調査地点において満足する結果となった。

表 2-2-8 騒音測定結果と環境基準及び自動車騒音の要請限度との比較

調査地点	所在地	用途地域	環境基準及び要請限度の地域類型	騒音測定結果 (L _{Aeq}) (dB)		環境基準 (dB)				要請限度 (dB)				
				昼間	夜間	昼間 (○・×)	夜間 (○・×)	昼間 (○・×)	夜間 (○・×)					
平日	No. 1	清水区興津清見寺町	工業地域	幹線交通を担う道路に近接する区域	66	57	70	○	65	○	75	○	70	○
	No. 2	清水区興津清見寺町	工業地域		74	70	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 3	清水区横砂	工業地域		72	66	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 4	清水区袖師町	工業地域		75	69	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 5	清水区袖師町	工業地域		72	67	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 6	清水区日の出町	工業地域		71	66	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 7	清水区清開2丁目	工業地域		70	64	70	○	65	○	75	○	70	○
	No. 8	清水区駒越北町	工業地域		72	65	70	×	65	○	75	○	70	○
	No. 9	清水区三保	近隣商業地域		66	58	70	○	65	○	75	○	70	○
休日	No. 1	清水区興津清見寺町	工業地域		63	55	70	○	65	○	75	○	70	○
	No. 2	清水区興津清見寺町	工業地域		73	67	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 3	清水区横砂	工業地域		70	64	70	○	65	○	75	○	70	○
	No. 4	清水区袖師町	工業地域		74	68	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 5	清水区袖師町	工業地域		71	65	70	×	65	○	75	○	70	○
	No. 6	清水区日の出町	工業地域		71	66	70	×	65	×	75	○	70	○
	No. 7	清水区清開2丁目	工業地域		70	64	70	○	65	○	75	○	70	○
	No. 8	清水区駒越北町	工業地域		71	65	70	×	65	○	75	○	70	○
	No. 9	清水区三保	近隣商業地域		65	59	70	○	65	○	75	○	70	○

注) 1: 昼間: 6時～22時、夜間: 22時～6時

2: ○は適合、×は不適合を示している。

資料: 「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

2-3 振動の現況

(1) 規制基準等

振動規制法(昭和51年6月10日、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度は表2-3-1に示すとおりである。また、振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準は表2-3-2に、規制区域の指定状況は図2-3-1に示すとおりである。

表 2-3-1 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~20:00)	夜間 (20:00~8:00)	用途地域
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域外の地域、一部の準工業地域、市街化調整区域
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、一部の市街化調整区域、工業地域、工業専用地域
(備考) 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第2種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域			

振動規制法施行規則(昭和51年11月10日、総理府令第58号)
最終改正:(平成27年4月20日、環境省令第19号)

表 2-3-2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8:00~20:00)	夜間 (20:00~8:00)	該当地域
第1種区域の1	60 デシベル	55 デシベル	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種区域の2	65 デシベル	55 デシベル	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域外の地域、一部の準工業地域、市街化調整区域
第2種区域の1	70 デシベル	60 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、一部の市街化調整区域
第2種区域の2	70 デシベル	65 デシベル	工業地域、工業専用地域
(備考) 1. 下記においては、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。 (1) 学校、保育園、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内			

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年11月10日、環境庁告示第90号)
最終改正:(平成12年3月28日、環境庁告示第18号)

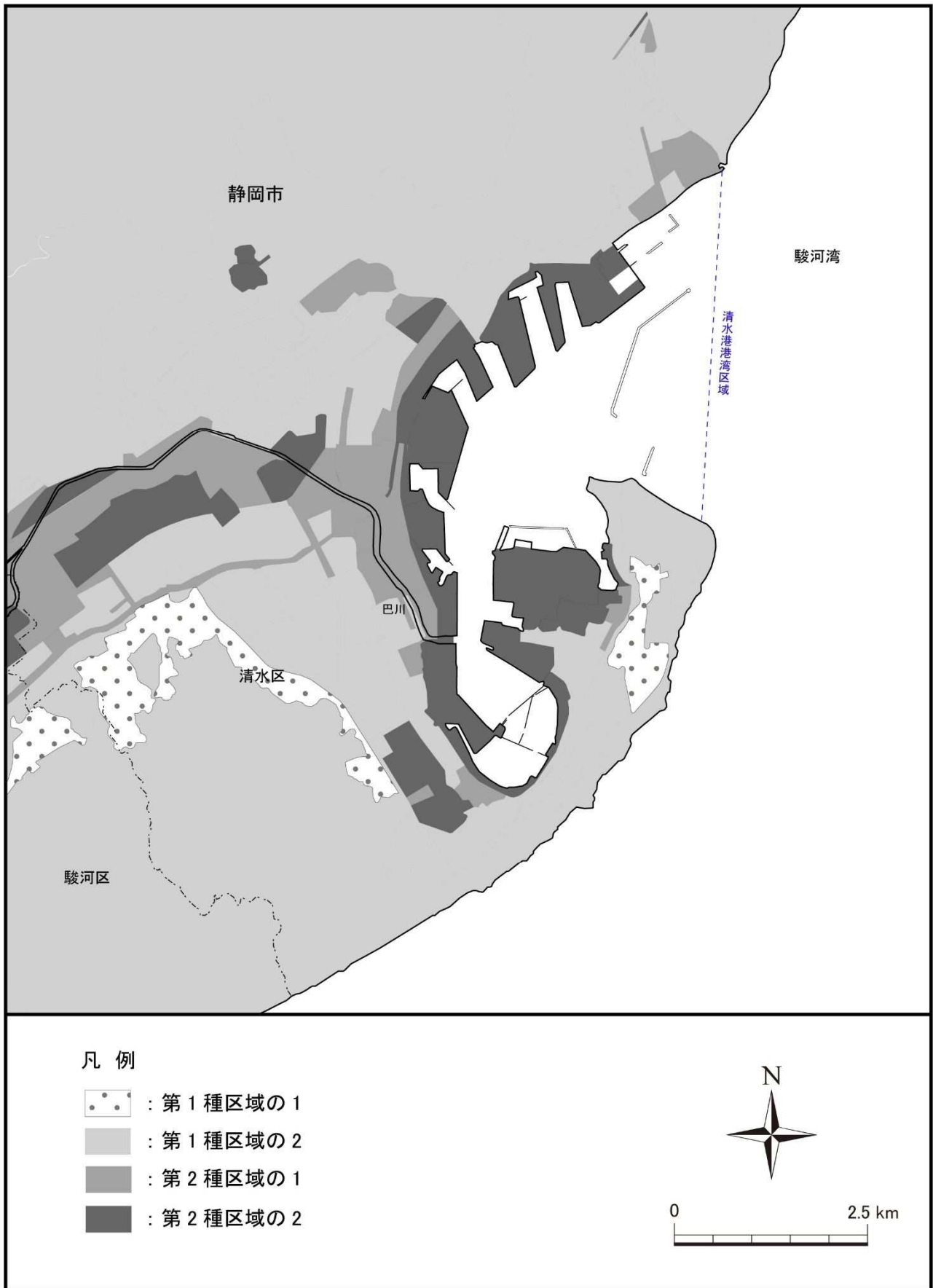


図 2-3-1 振動規制法に基づく規制地域の指定状況

資料: 静岡市地図情報インターネット提供サービス(都市計画情報)より作成

(2) 振動発生施設の設置状況

静岡県における振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況は、表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-3 特定工場等及び特定施設の設置状況（静岡県）

平成 30 年度末現在

特定施設の種類	特定工場等数		特定施設数	
	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	3,123	727	19,064	7,409
圧縮機	3,847	1,916	16,443	13,872
破碎機等	253	91	819	287
織機	1,308	87	20,453	1,742
コンクリートブロックマシン等	34	11	84	28
木材加工機械	234	64	378	197
印刷機械	362	63	2,247	250
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機械	51	26	164	135
合成樹脂用射出成形機	675	192	5,792	2,283
鋳造型機	55	19	164	41
合計	9,942	3,196	65,608	26,244

資料:「令和元年版 環境白書(詳細版)」(令和元年、静岡県)

(3) 道路交通振動調査（静岡市）

静岡市では、道路に面する地域の振動の状況を把握するため、道路交通振動調査を実施している。

平成 30 年度における調査結果は表 2-3-4 に示すとおりであり、全測定地点で要請限度を満足する結果となった。

表 2-3-4 道路交通振動測定結果

No	路線名(測定場所)	区域区分	車線数	振動レベル L_{10} (dB) 測定値 80%レンジの上端値		要請限度 (dB)			
				昼間	夜間	昼間 (○・×)		夜間 (○・×)	
1	国道 1 号 (清水区庵原町)	第 2 種区域	7	49	47	70	○	65	○
2	国道 149 号 (清水区港町二丁目)	第 2 種区域	4	52	42	70	○	65	○
3	国道 150 号 (清水区増)	第 1 種区域	2	34	<30	65	○	60	○
4	静岡清水線 (清水区鳥坂)	第 1 種区域	2	37	30	65	○	60	○
5	富士由比線 (清水区蒲原新田一丁目)	第 1 種区域	2	32	<30	65	○	60	○

注) 1:○は適合、×は不適合を示している。

2:「<30」は、測定下限値である 30dB 未満であることを示している。

資料:「令和元年度版 静岡市の環境」(令和元年、静岡市)

(4) 現地調査

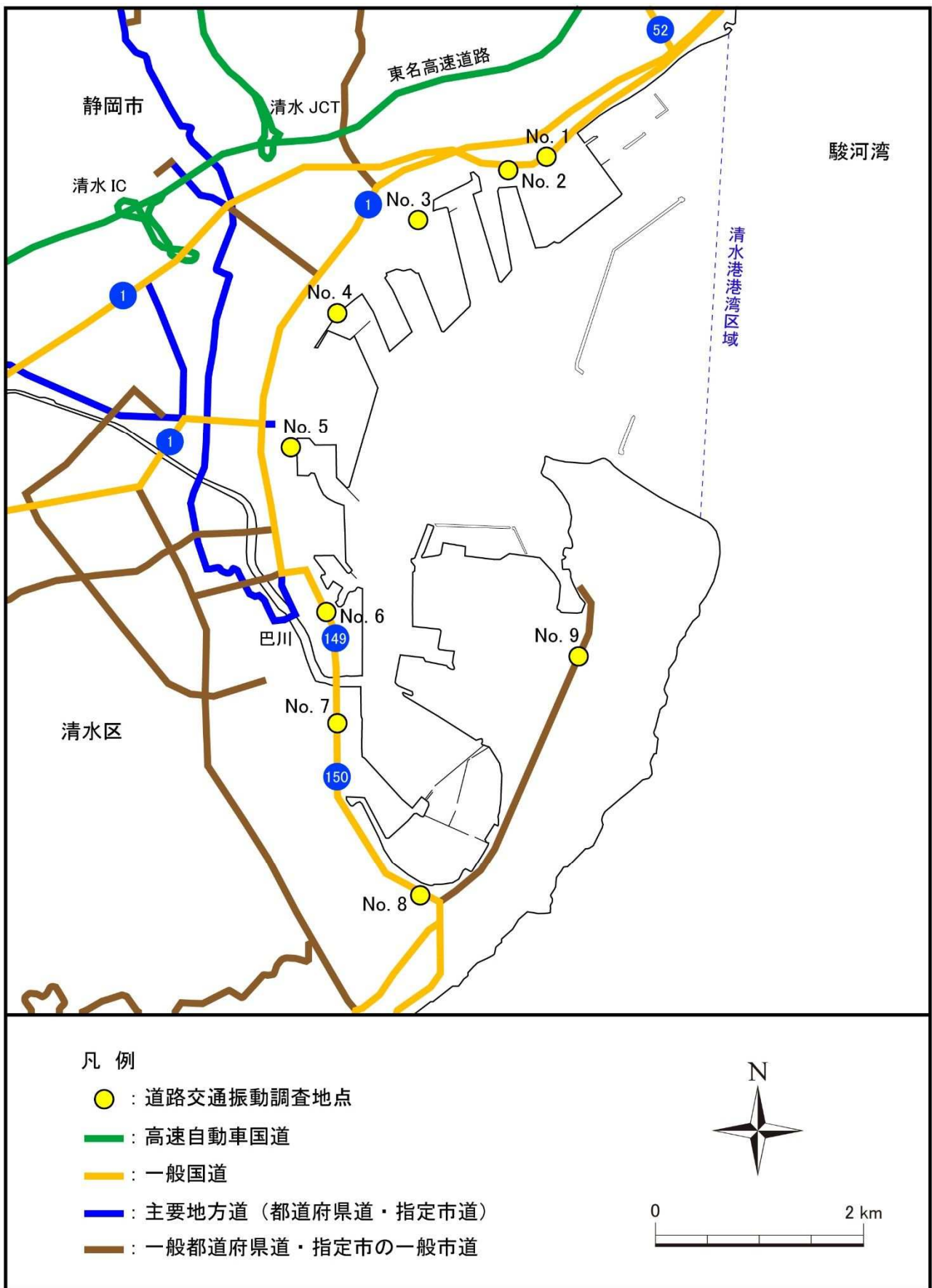
1) 調査概要

清水港及びその周辺地域の道路交通振動の状況を把握するため、現地調査を実施した。調査概要は表 2-3-5 に、調査地点は図 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-5 調査概要

調査項目	道路交通振動
調査時期	・平日調査：令和 2 年 1 月 21 日(火) 0:00～24:00 ・休日調査：令和 2 年 1 月 25 日(土) 0:00～24:00
調査地点	図 2-3-2 に示す 9 地点(No. 1～No. 9)
調査頻度	2 回(平日・休日)、24 時間連続測定
調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」及び「振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号)」に定める方法。

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)



資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

2) 調査結果

振動調査結果は表 2-3-6 に示すとおりである。

振動レベルは、昼間（平日）が 34～55dB、昼間（休日）が<30～51dB、夜間（平日）が 30～47dB、夜間（休日）<30～44dB であり、全調査地点において要請限度を満足する結果となった。

表 2-3-6 振動測定結果と道路交通振動の要請限度との比較

調査地点	所在地	用途地域	要請限度の 地域類型	振動測定結果 (L ₁₀) (dB)		要請限度 (dB)				
				昼間	夜間	昼間 (○・×)		夜間 (○・×)		
平日	No. 1	清水区興津清見寺町	工業地域	第2種区域	34	30	70	○	65	○
	No. 2	清水区興津清見寺町	工業地域		47	43	70	○	65	○
	No. 3	清水区横砂	工業地域		50	41	70	○	65	○
	No. 4	清水区袖師町	工業地域		48	42	70	○	65	○
	No. 5	清水区袖師町	工業地域		48	43	70	○	65	○
	No. 6	清水区日の出町	工業地域		52	44	70	○	65	○
	No. 7	清水区清開2 丁目	工業地域		55	47	70	○	65	○
	No. 8	清水区駒越北町	工業地域		45	36	70	○	65	○
	No. 9	清水区三保	近隣商業地域		47	36	70	○	65	○
休日	No. 1	清水区興津清見寺町	工業地域		<30	<30	70	○	65	○
	No. 2	清水区興津清見寺町	工業地域		43	41	70	○	65	○
	No. 3	清水区横砂	工業地域		43	37	70	○	65	○
	No. 4	清水区袖師町	工業地域		43	39	70	○	65	○
	No. 5	清水区袖師町	工業地域		43	38	70	○	65	○
	No. 6	清水区日の出町	工業地域		47	40	70	○	65	○
	No. 7	清水区清開2 丁目	工業地域		51	44	70	○	65	○
	No. 8	清水区駒越北町	工業地域		39	33	70	○	65	○
	No. 9	清水区三保	近隣商業地域		45	35	70	○	65	○

注) 1: 昼間: 6 時～22 時、夜間: 22 時～6 時

2: ○は適合、×は不適合を示している。

3: 「<30」は、測定下限値である 30dB 未満であることを示している。

資料: 「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(交通量等)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

2-4 悪臭の現況

(1) 規制基準等

静岡市は、悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日、法律第 91 号）に基づいて規制が行われており、悪臭防止法に基づく規制方式として、臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）による規制を採用している。臭気指数による規制の概要は表 2-4-1 に、規制区域の指定状況は図 2-4-1 に示すとおりである。

また、静岡市では特定悪臭物質（現在 22 物質指定）の濃度による規制を行っていないが、参考として表 2-4-2 に示す。

表 2-4-1 臭気指数による規制の概要

項目	臭気強度に対する臭気指数		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0	臭気強度 3.5
悪臭規制法で定める規制基準の範囲	10～15	12～18	14～21
静岡市における規制基準	10 (1号基準:敷地境界線)*		
規制範囲	静岡市全域		

※2号基準(気体排出口)及び3号基準(排水)については、環境省令による方法で算定する。

資料:「静岡県内の悪臭の基準(平成 31 年 4 月 1 日現在)」(静岡県)
「悪臭防止法の概要」(静岡市 HP)

表 2-4-2 特定悪臭物質の濃度による規制の概要

特定悪臭物質名	臭気強度に対する濃度(ppm)		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0	臭気強度 3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

資料:「特定悪臭物質」(静岡市 HP)

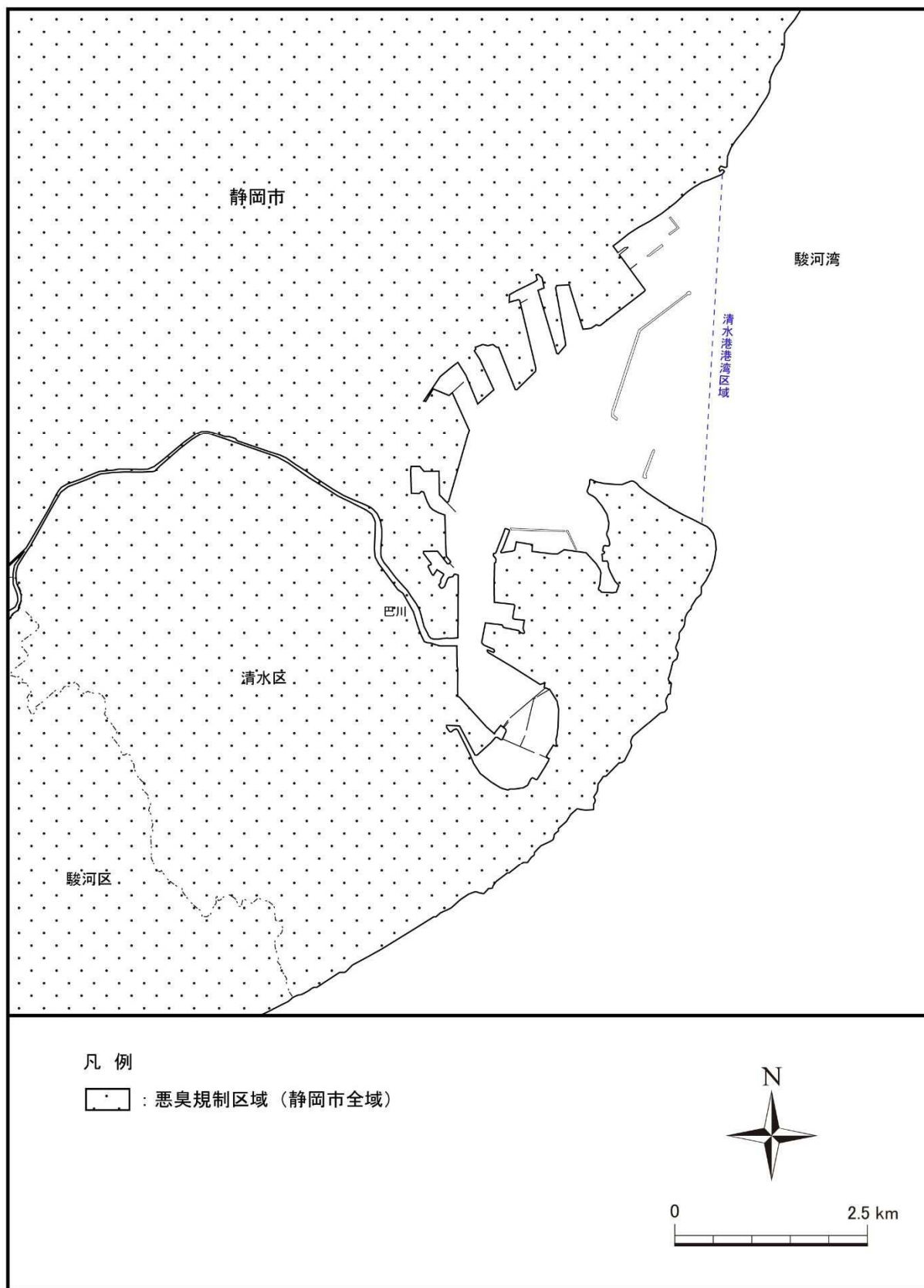


図 2-4-1 悪臭防止法に基づく規制区域の指定状況

資料:「静岡県内の悪臭の基準(平成 31 年 4 月現在)」より作成

(2) 悪臭に係る苦情の状況

静岡市における悪臭の発生源別公害苦情件数の推移は表 2-4-3 に、用途地域別公害苦情件数の推移は表 2-4-4 に示すとおりである。

悪臭の苦情件数について、発生源別では、製造業、卸売・小売業・飲食店が多く、用途地域別では住居系地域、準工業地域が多い。

表 2-4-3 悪臭の発生源別公害苦情件数の推移（平成 27 年度～平成 30 年度）

発生源	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
農業	3	9.4	3	8.6	0	0	1	3.2
林業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	1	3.1	2	5.7	0	0	5	16.1
製造業	9	28.1	16	45.7	10	40	11	35.5
電気・ガス・水道	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業・飲食店	6	18.8	5	14.3	6	24	3	9.7
サービス業	8	25	0	0	6	24	2	6.5
公務	0	0	0	0	1	4	0	0
家庭生活	1	3.1	5	14.3	0	0	0	0
事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
道路	0	0	0	0	0	0	0	0
空地	0	0	0	0	0	0	0	0
公園	0	0	0	0	0	0	0	0
神社・寺院等	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	3.1	2	5.7	2	8	4	12.9
不明	3	9.4	2	5.7	0	0	5	16.1
総数	32	100	35	100	25	100	31	100

資料：「令和元年度版 静岡市の環境」（令和元年、静岡市）

表 2-4-4 悪臭の用途地域別公害苦情件数の推移（平成 27 年度～平成 30 年度）

用途地域	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
都市計画区域内	31	96.9	40	93	25	100	30	96.8
住居系地域	11	34.4	14	32.6	11	44	8	25.8
近隣商業地域	1	3.1	1	2.3	0	0	1	3.2
商業地域	2	6.3	3	7	2	8	4	12.9
準工業地域	10	31.3	11	25.6	6	24	10	32.3
工業地域	5	15.6	8	18.6	4	16	5	16.1
工業専用地域	0	0	0	0	1	4	0	0
調整地域等	2	6.3	3	7	1	4	2	6.5
都市計画区域外	1	3.1	3	7	0	0	1	3.2
総数	32	100	43	100	25	100	31	100

資料：「令和元年度版 静岡市の環境」（令和元年、静岡市）

2-5 潮流の現況

(1) 調査概要

清水港及びその周辺地域における潮流の現況を把握するため、現地調査を実施した。調査概要は表 2-5-1 に、調査地点は図 2-5-1 に示すとおりである。

表 2-5-1 潮流調査概要

調査項目	流況(流向・流速)
調査期間	冬季:令和 2 年 1 月 31 日 ~ 2 月 14 日 夏季:令和 2 年 7 月 18 日 ~ 8 月 1 日
調査地点	図 2-5-1 に示す 4 地点(St. 1~St. 4)
観測層	St. 1 : 上層 海面下-2.0m St. 2 : 上層 海面下-2.0m、海面下-10.0m、海面下-20.0m St. 3 : 上層 海面下-2.0m、海面下-10.0m St. 4 : 上層 海面下-2.0m、下層 海底面上+3.0m
調査方法	COMPACT EM 流速計を用いて鉛直方向に 2 層(St. 2 は 3 層)観測

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

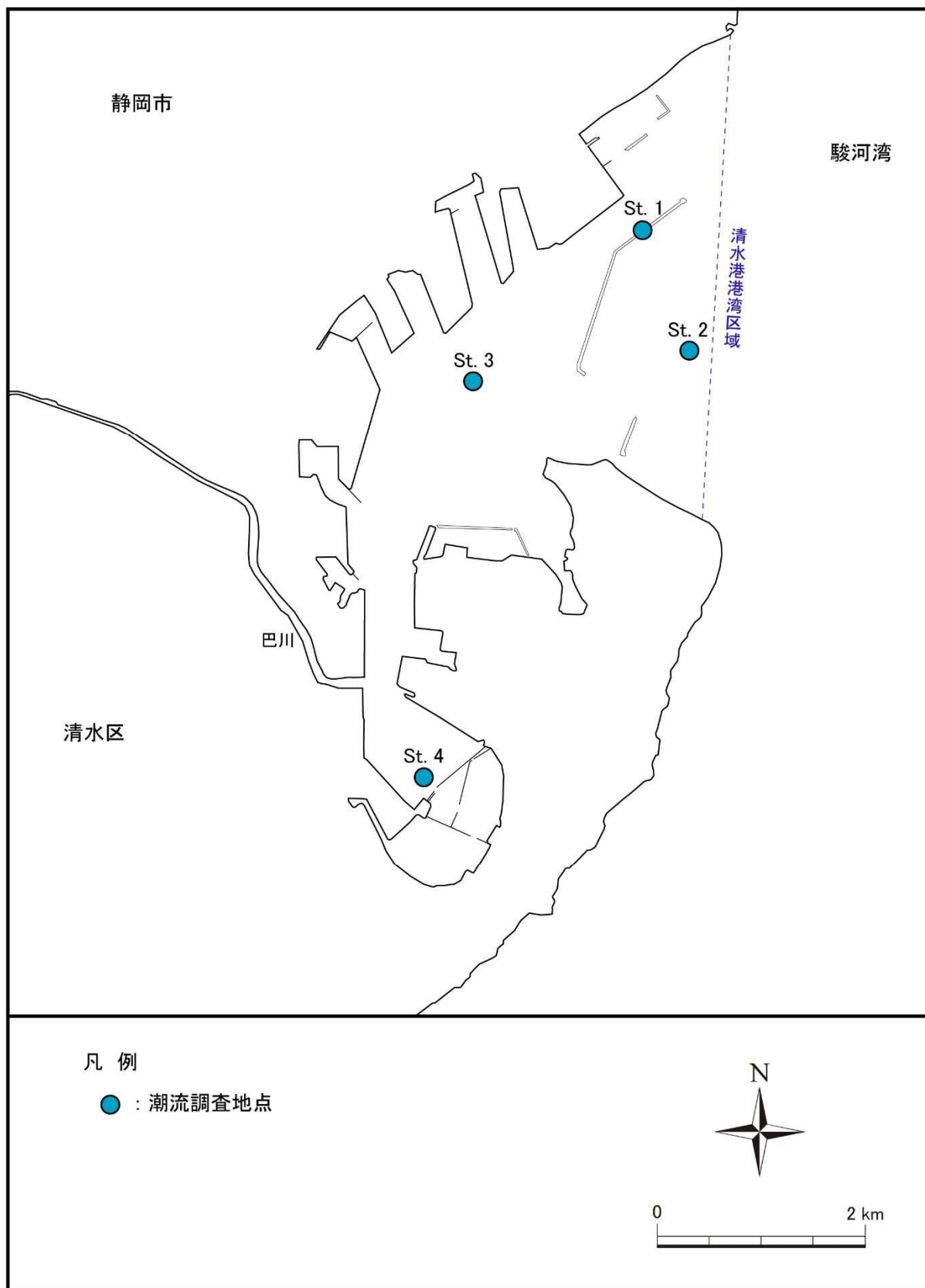


図 2-5-1 潮流調査地点図

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

(2) 調査結果

清水港及びその周辺地域における恒流は図 2-5-2 に、平均大潮期の流況は図 2-5-3～図 2-5-4 に示すとおりである。

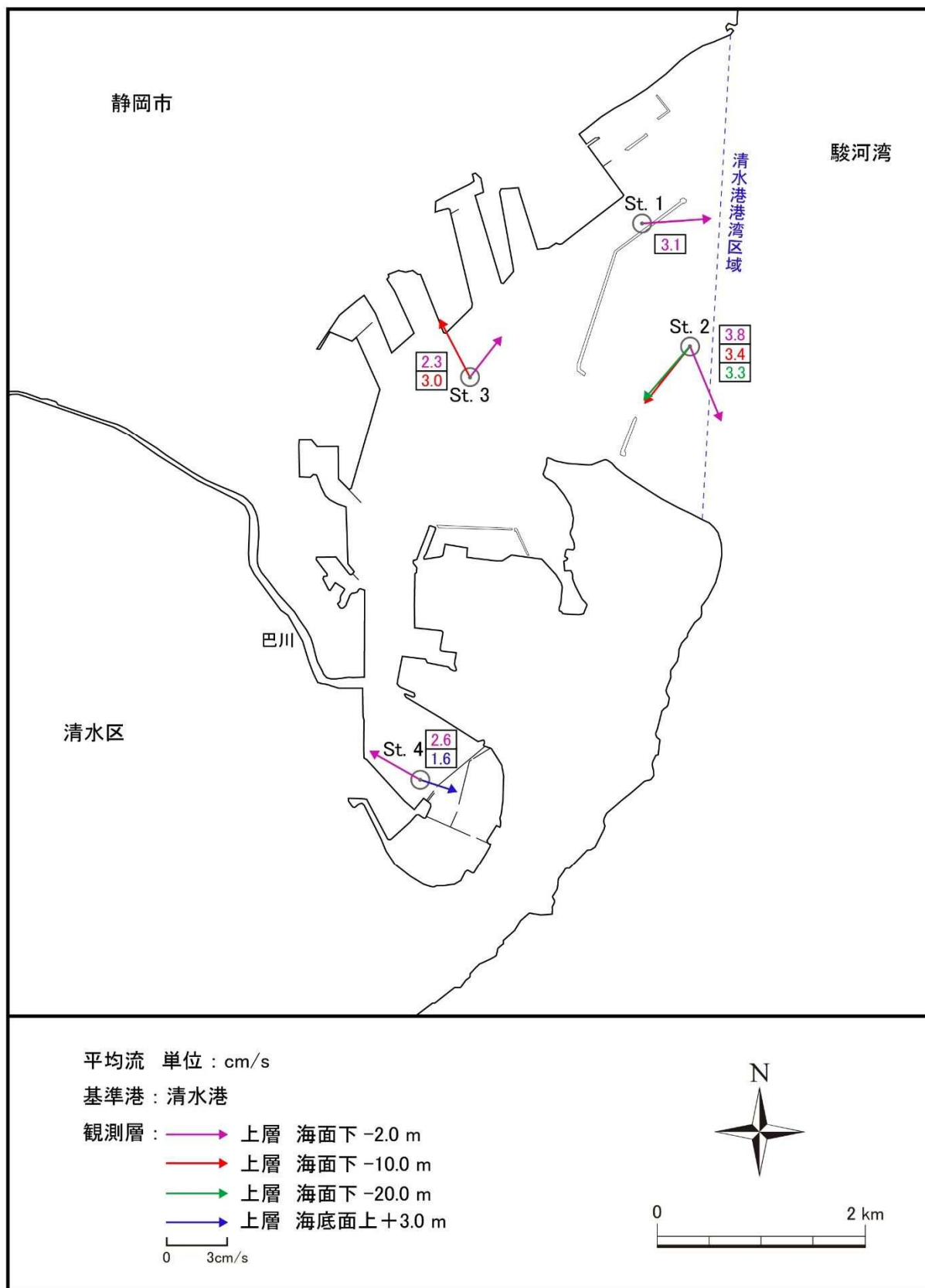


図 2-5-2(1) 平均流分布図 (冬季)

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

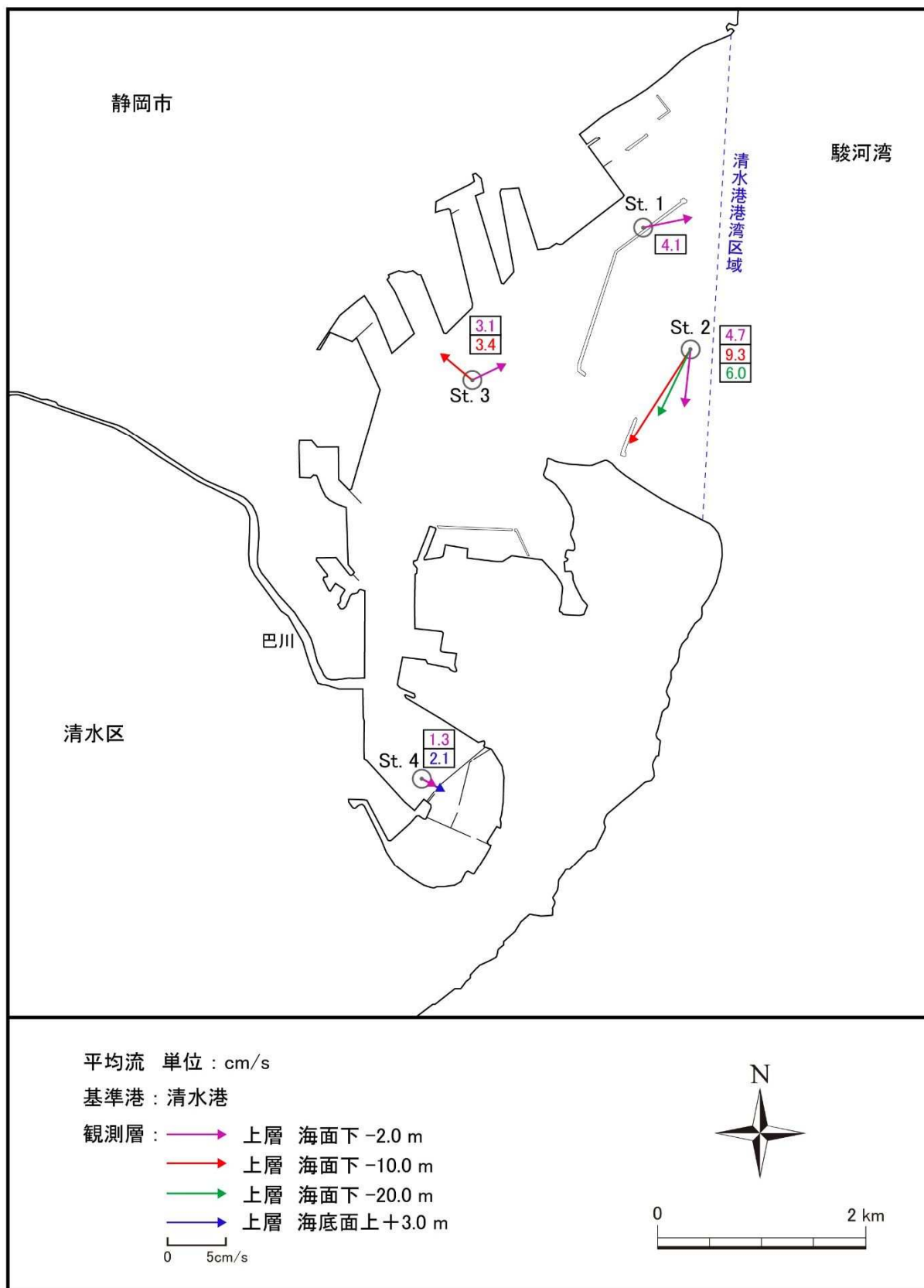


図 2-5-2(2) 平均流分布図 (夏季)

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査(潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

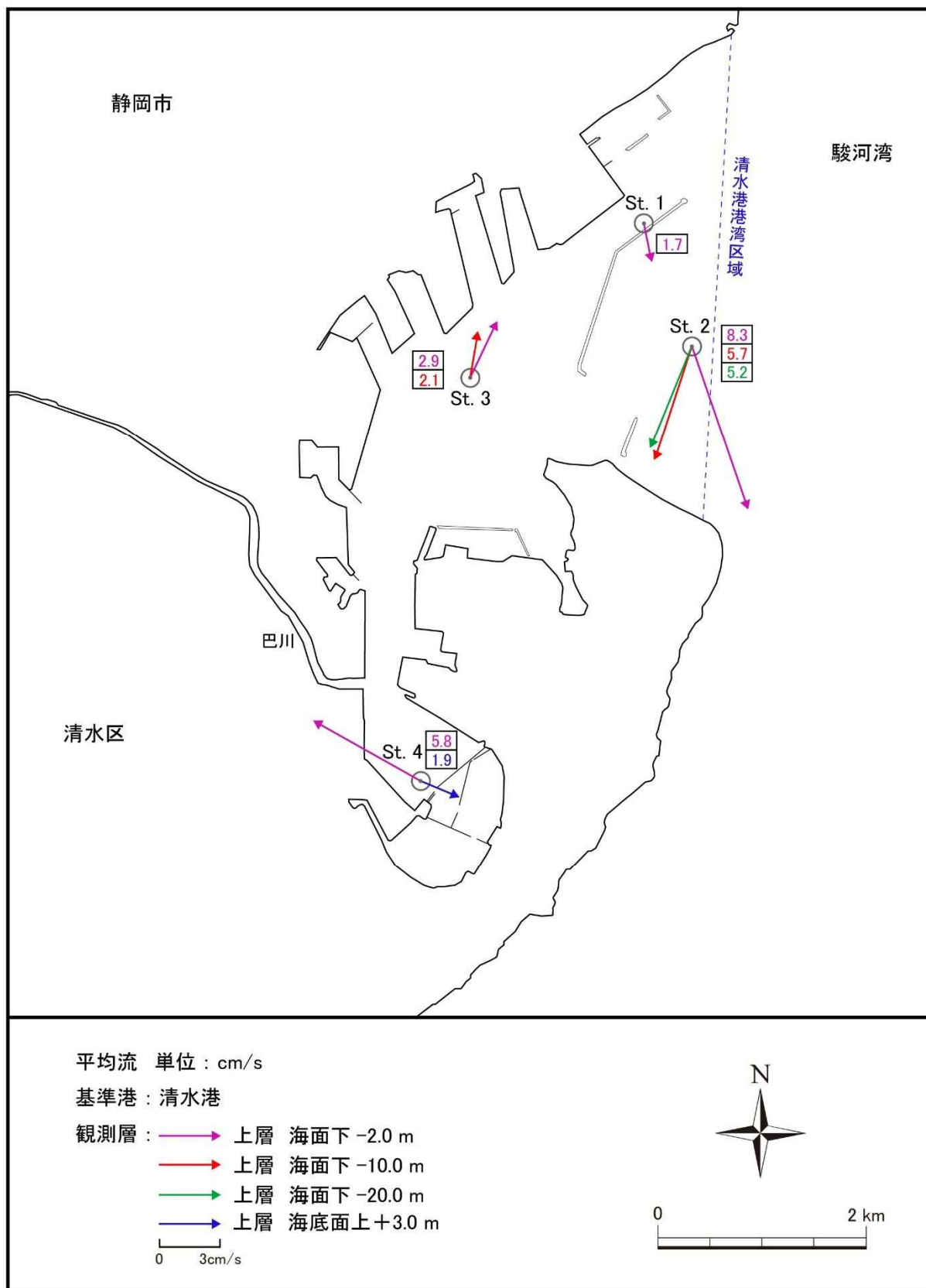


図 2-5-3(1) 平均大潮期流況図（冬季：下げ潮最強時）

資料：「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査（潮流調査）業務委託 報告書」（令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局）

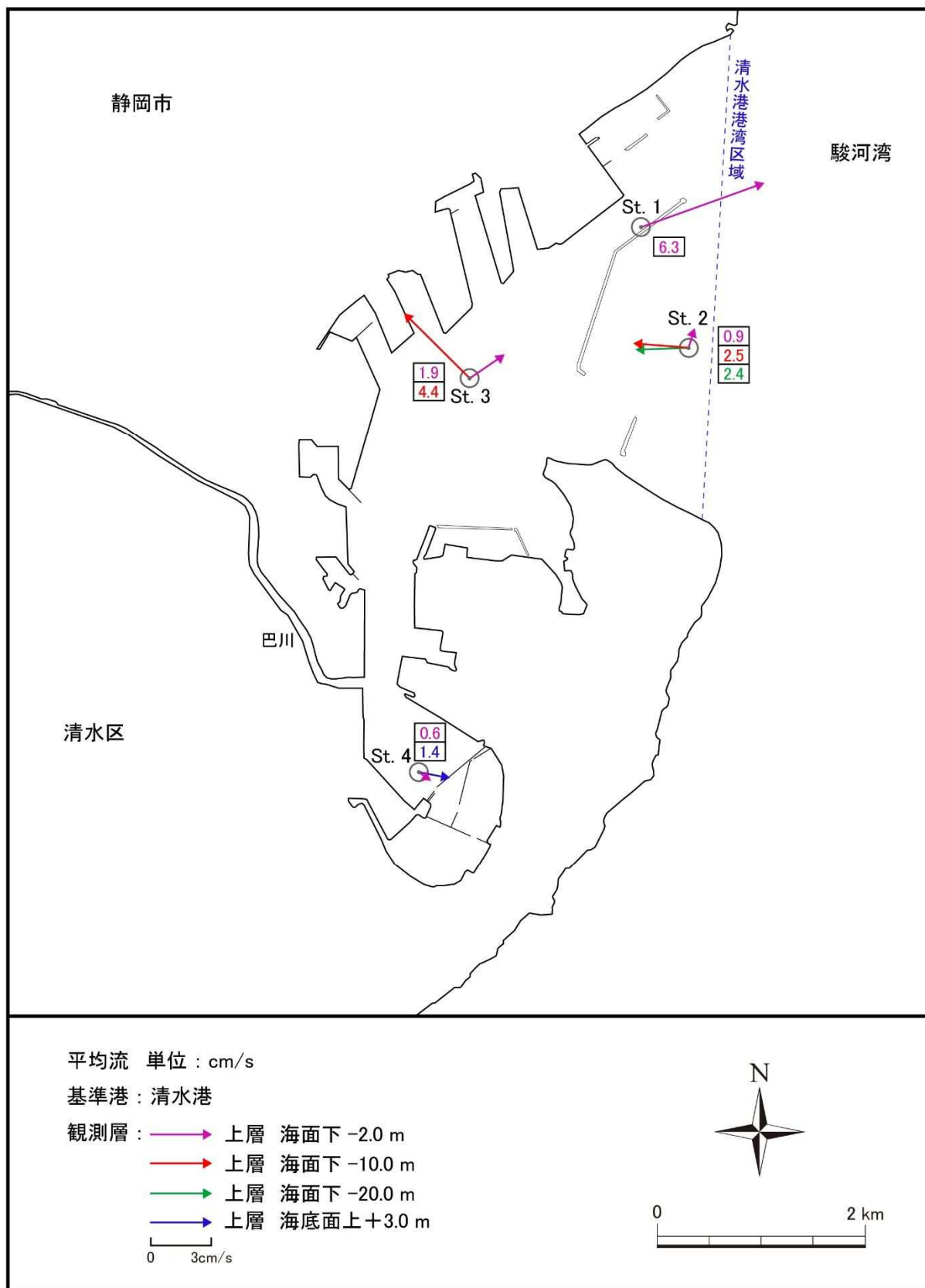


図 2-5-3(2) 平均大潮期流況図 (冬季 : 上げ潮最強時)

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

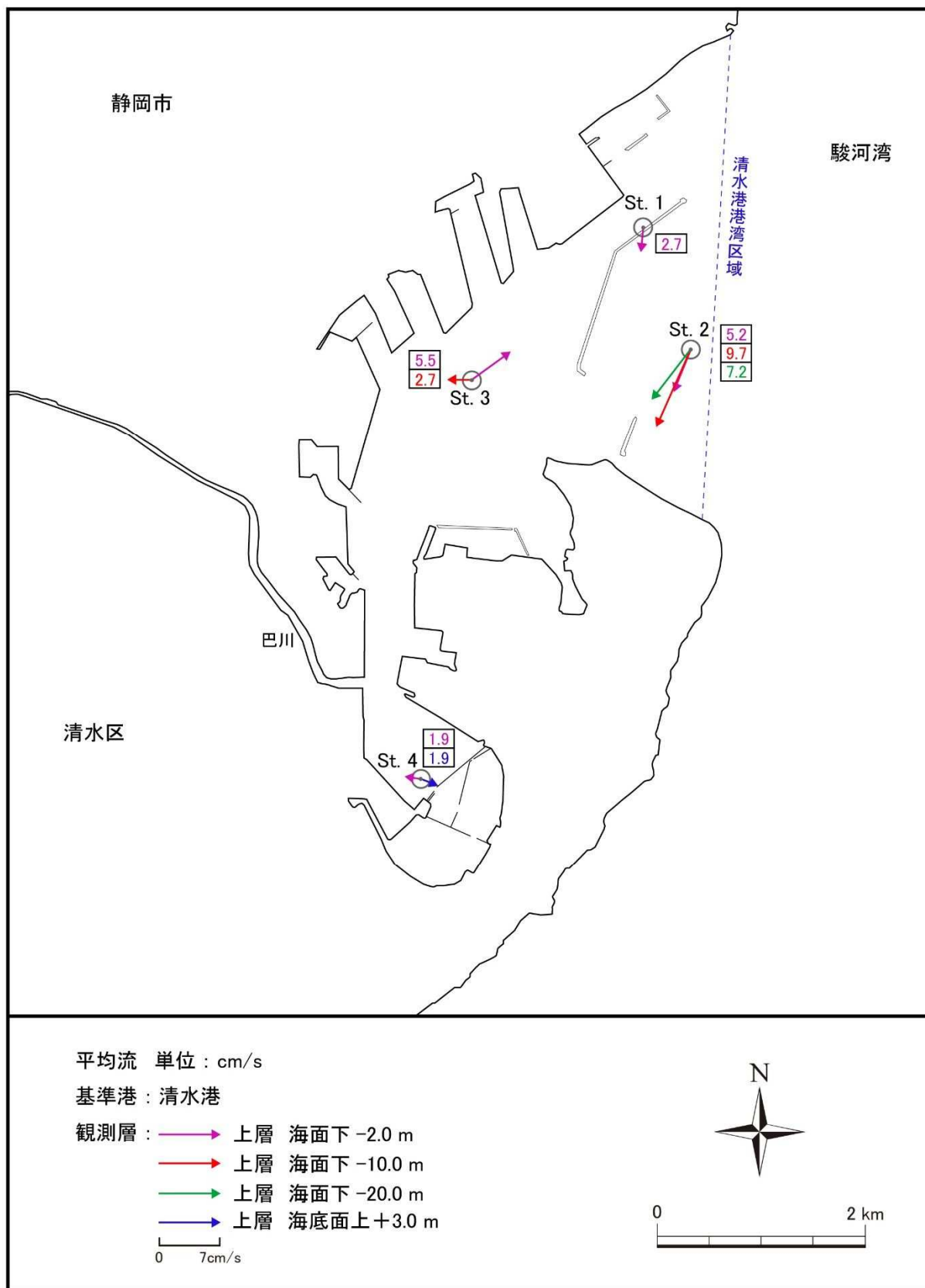


図 2-5-4 (1) 平均大潮期流況図 (夏季：下げ潮最強時)

資料：「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

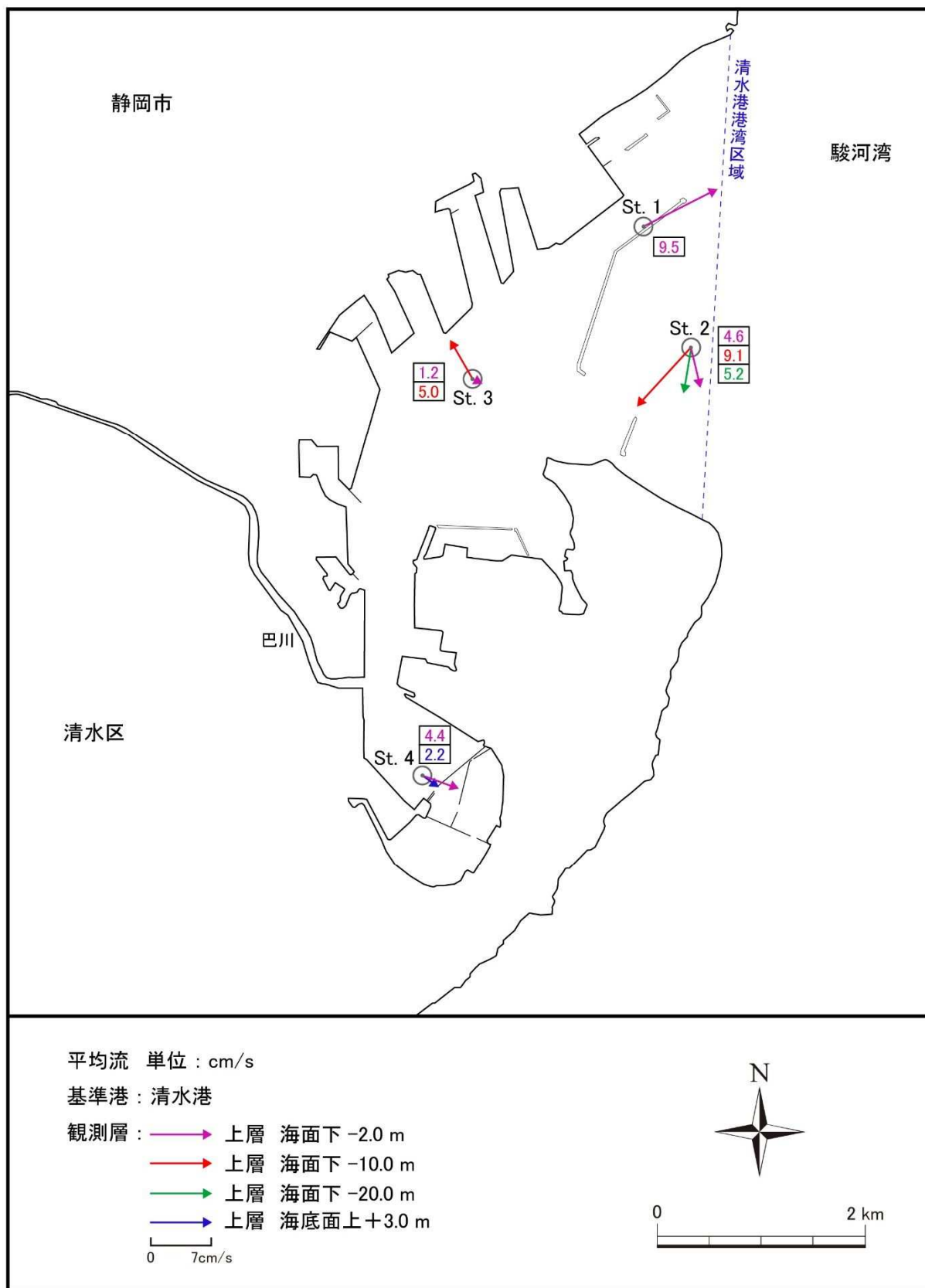


図 2-5-4 (2) 平均大潮期流況図 (夏季 : 上げ潮最強時)

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (潮流調査)業務委託 報告書」(令和 2 年 3 月、静岡県清水港管理局)

2-6 水質の現況

(1) 環境基準

環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号）第 16 条に基づく「水質汚濁に係る環境基準」は表 2-6-1、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日、法律第 105 号）第 7 条に基づく「ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準」は表 2-6-2 に示すとおりである。また、清水港及びその周辺地域における環境基準の類型指定状況は、図 2-6-1 に示すとおりである。

表 2-6-1(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に より測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、日本工業規格 43.1 に より測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

最終改正:(平成 31 年 3 月 20 日、環境省告示第 46 号)

表 2-6-1 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(ア)

項目 類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

(備考)

1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)

注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級: 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級: 特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を感じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(備考)

1. 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

最終改正: (平成 31 年 3 月 20 日、環境省告示第 46 号)

表 2-6-1 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境 保全及びB以下の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

(備考)

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。

- 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

(備考)

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)
 最終改正:(平成31年3月20日、環境省告示第46号)

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
(備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。				

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以上
(備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)
最終改正:(平成31年3月20日、環境省告示第46号)

表 2-6-2 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

物質	ダイオキシン類
媒体	水質(水底の底質を除く)
環境上の条件	1 pg-TEQ/L 以下
測定方法	日本工業規格 K0312 に定める方法
(備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 水質の基準値は、年間平均値とする。	

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準
(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)
最終改正:(平成21年3月31日、環境省告示第11号)

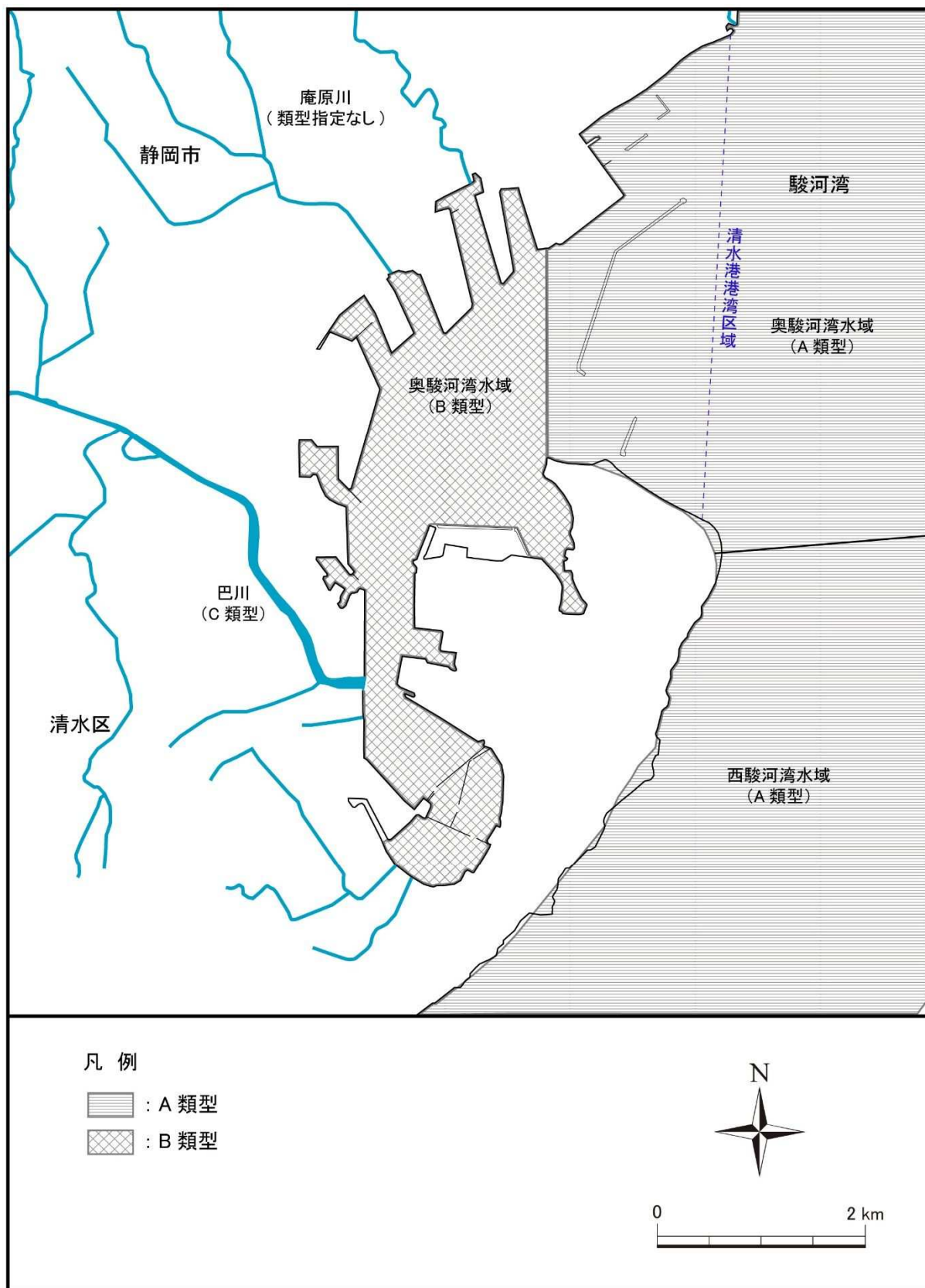


図 2-6-1 環境基準水域類型指定状況

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 (令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)
 「環境アセスメントデータベース(EADAS)」(環境省)

(2) 特定施設の届出状況

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日、法律第138号）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年12月25日、条例第44号）に基づく特定施設・特定事業場の届出状況は、表2-6-3に示すとおりである。

表 2-6-3 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

令和元年度末現在

番号	特定施設を設置する業種等	静岡市全域	清水区
1の2	畜産農業又はサービス業	49	30
2	畜産食品製造業	5	4
3	水産食品製造業	173	140
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	7	5
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	1	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	6	6
9	米菓製造業又はこうじ製造業	0	0
10	飲料製造業	18	11
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	6	3
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	1	1
16	麺類製造業	10	8
17	豆腐又は煮豆の製造業	54	43
18の2	冷凍調理食品製造業	4	3
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	1
21の3	合板製造業	1	1
22	木材薬品処理業	2	2
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	7	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	13	10
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	4	4
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	2	2
31	メタン誘導品製造業	1	1
33	合成樹脂製造業	4	4
38	石けん製造業	1	0
41	香料製造業	1	1
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	2	1
47	医薬品製造業	2	2
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	1	1
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	1	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業	2	0
54	セメント製品製造業	4	2
55	生コンクリート製造業	24	11
58	薬業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	1	1
59	砕石業	0	0
60	砂利採取業	10	0
61	鉄鋼業	3	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）	2	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く）	4	3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	37	19
66	電気めっき施設	8	5
66の3	旅館業	166	85
66の4	共同調理場に設置	10	3
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	9	5
66の6	飲食店	5	4
67	洗濯業	134	101
68	写真現像業	43	29
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	5	3
69の2	中央卸売市場	1	1
69の3	地方卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場は除く）	1	1
70	廃油処理施設	1	1
70の2	自動車分解整備事業	7	5
71	自動式車両洗浄施設	175	117
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	12	8
71の3	一般廃棄物処理施設	2	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1	0
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	4
72	し尿処理施設	32	16
73	下水道終末処理施設	7	4
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	2
県条例	2 非鉄金属製造業	3	3
	3 ゴム製品製造業	3	3

※：静岡県生活環境の保全等に関する条例

資料：静岡市環境局提供資料

(3) 調査概要

清水港及びその周辺地域の水質の状況を把握するため、現地調査を実施した。調査の概要は表 2-6-4 に、調査地点は図 2-6-2 に示すとおりである。

表 2-6-4 水質調査概要

区分	公共用水域水質調査		公共用水域水質調査(静岡市調査)	現地調査
	河川	海域	海域	海域
調査期間	平成30年度		平成30年度	冬季: 令和 2年 2月25日 春季: 令和 2年 4月 8日 夏季: 令和 2年 8月18日
調査地点数	2 地点	1 地点	15 地点	3 地点
調査位置	図 2-6-2 に示した調査地点			
調査方法	環境庁告示に定められた方法、環境庁水質保全局長通達に定められた方法			

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)
静岡市環境局環境保全課提供資料

「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査
(水質・底質)業務委託 報告書」(令和 2 年 5 月、静岡県清水港管理局)

「令和 2 年度[第 31-W1750-01 号]清水港港湾調査委託(水質・底質)報告書」(令和 2 年 10 月、静岡県清水港管理局)

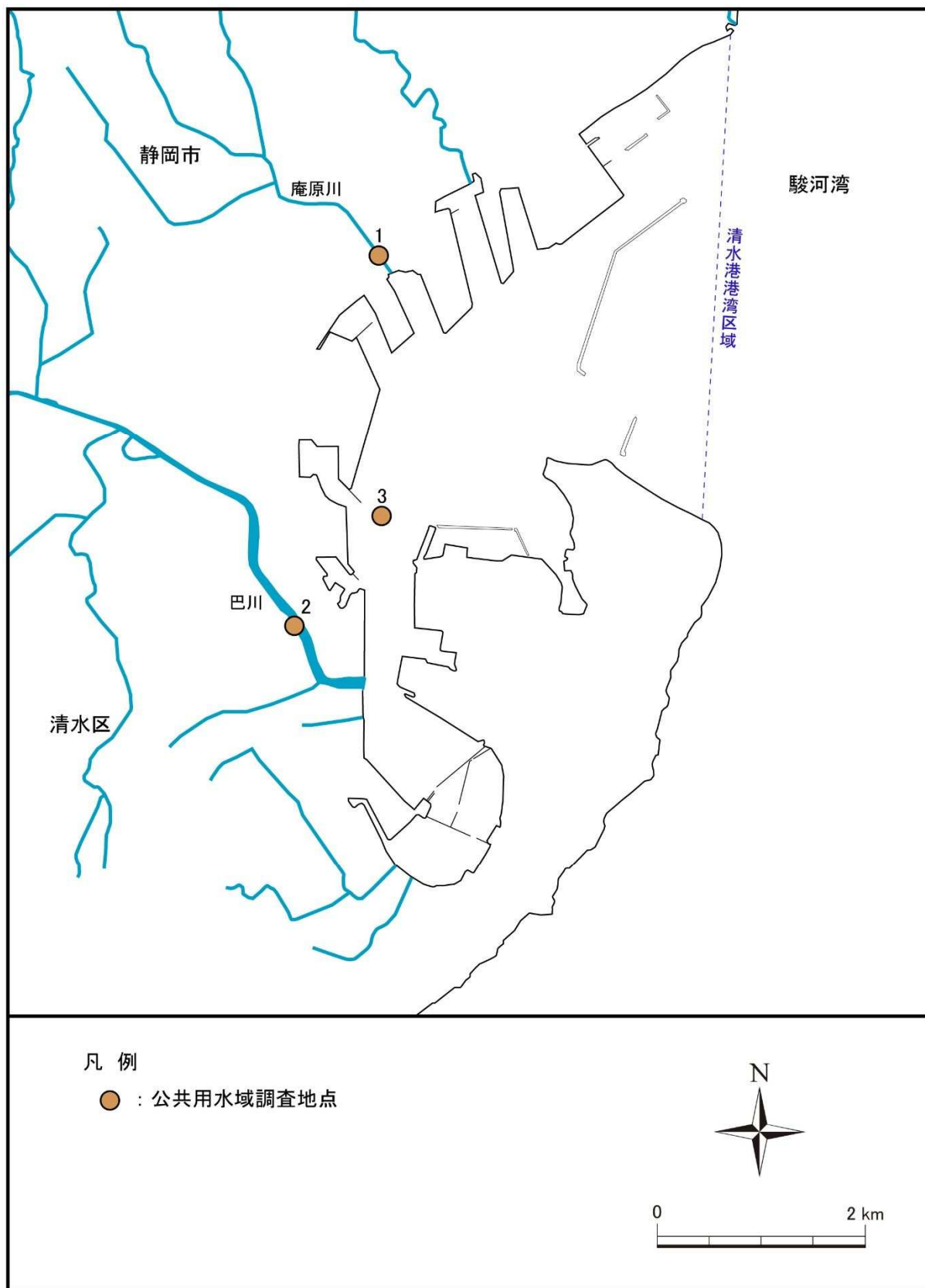


図 2-6-2(1) 水質測定地点（公共用水域水質調査）

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 (令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)
 「環境アセスメントデータベース(EADAS)」(環境省)

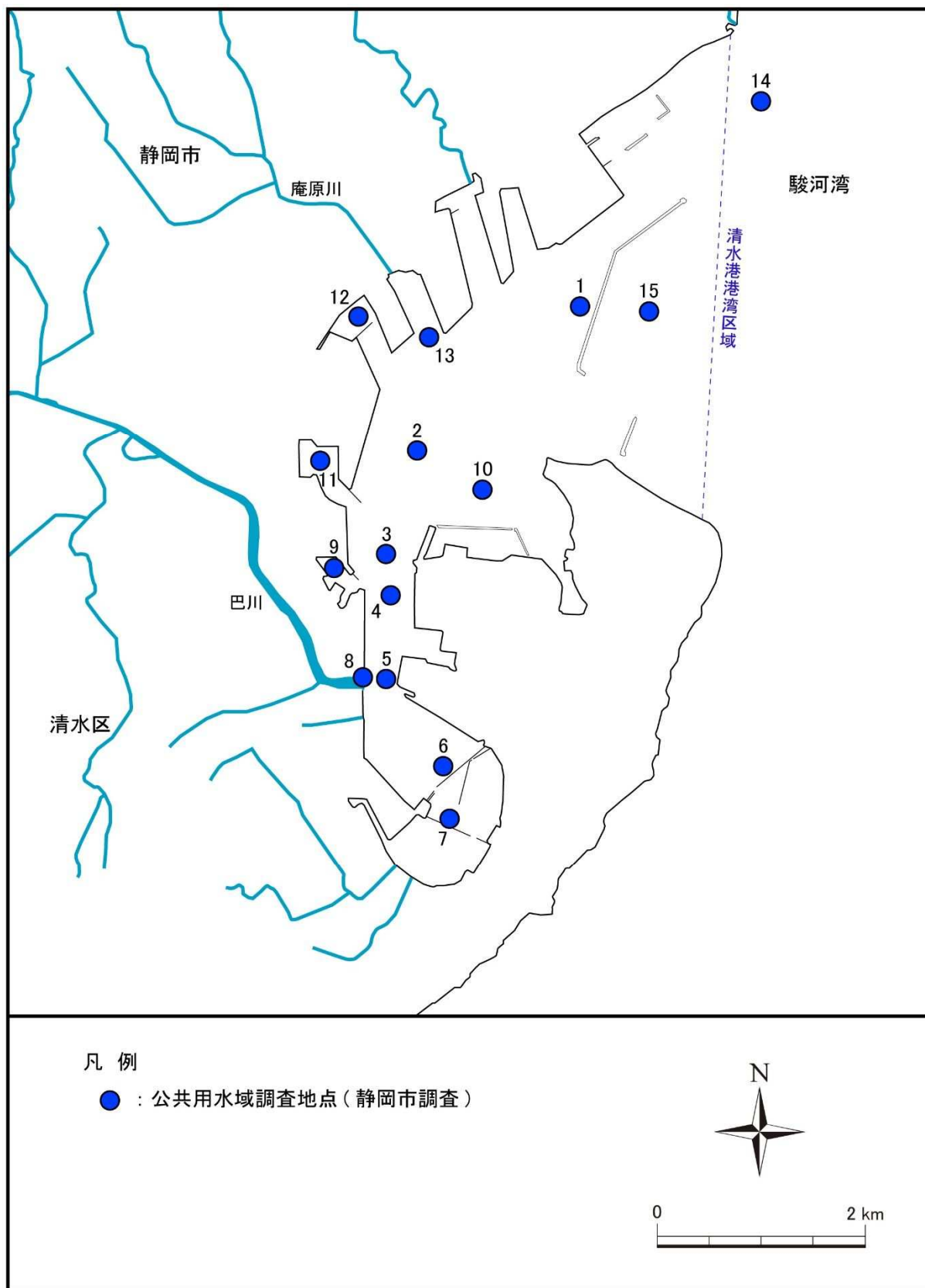


図 2-6-2(2) 水質測定地点 (公共用水域水質調査 : 静岡市調査)

資料: 静岡市環境局環境保全課提供資料

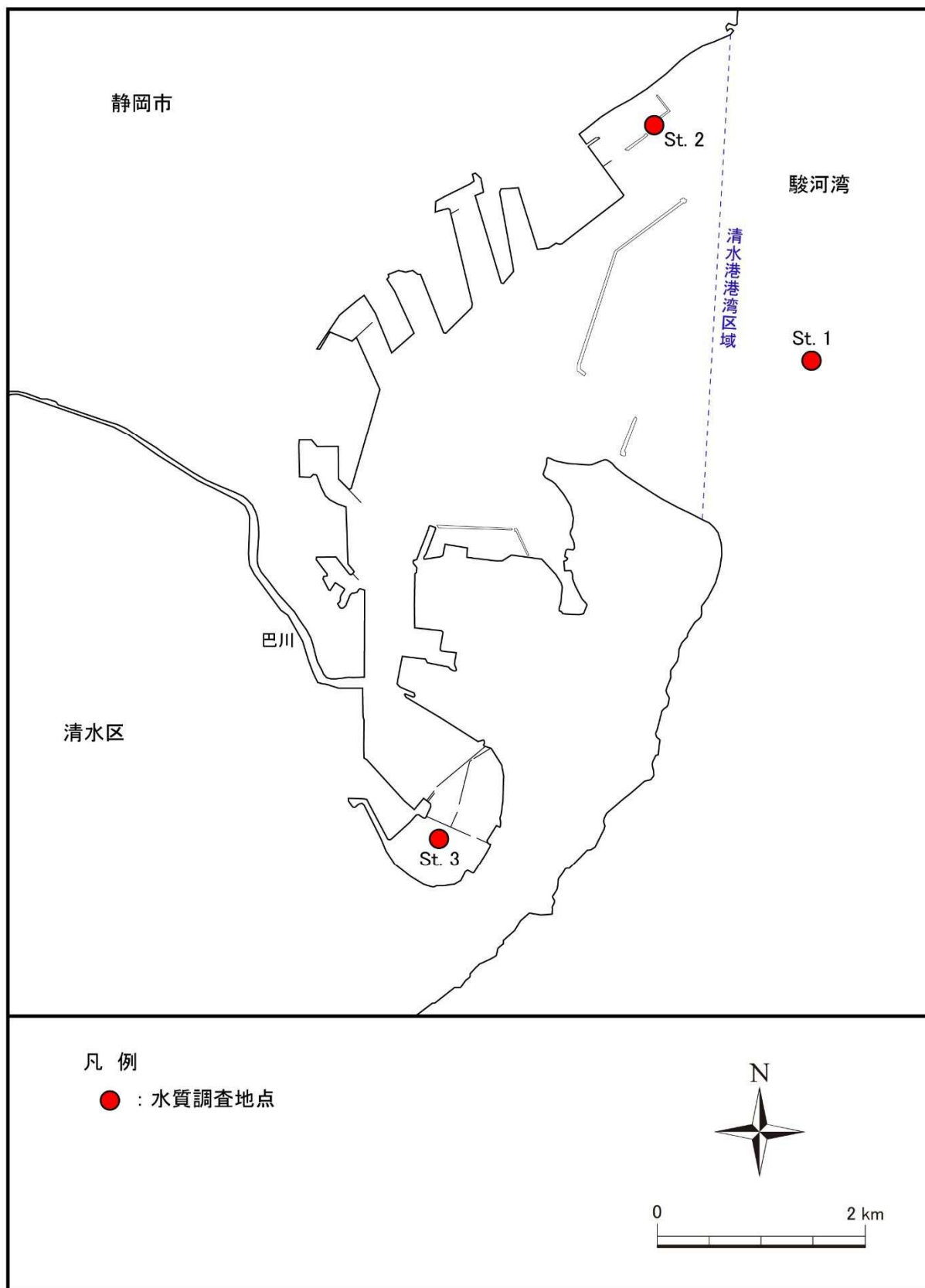


図 2-6-2(3) 水質調査地点（現地調査）

資料：「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査（水質・底質）業務委託 報告書」（令和 2 年 5 月、静岡県清水港管理局）
「令和 2 年度[第 31-W1750-01 号]清水港港湾調査委託（水質・底質）報告書」（令和 2 年 10 月、静岡県清水港管理局）」

(4) 調査結果

1) 公共用水域水質調査

① 河川

調査結果は、表 2-6-5～表 2-6-7 に示すとおりである。

平成 30 年度の公共用水域水質調査結果によると、健康項目及びダイオキシン類については、いずれの地点も環境基準に適合していた。

なお、生活環境項目では D0（1 地点）については、環境基準値を超える検体が見られた。

表 2-6-5 公共用水域水質測定結果（河川 - 健康項目：平成 30 年度）

地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	カドミウム (mg/L)				全シアン (mg/L)				鉛 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.0003	<0.0003	0	2	ND	<0.1	0	2	<0.005	<0.005
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.0003	<0.0003	0	2	ND	<0.1	0	2	<0.005	<0.005
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	六価クロム (mg/L)				砒素 (mg/L)				総水銀 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.02	<0.02	0	2	<0.005	<0.005	0	2	<0.0005	<0.0005
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.02	<0.02	0	2	<0.005	<0.005	0	2	<0.0005	<0.0005
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	PCB (mg/L)				ジクロロメタン (mg/L)				四塩化炭素 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	-	-	-	-	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.0002	<0.0002
2		巴川 港橋	C	-	-	-	-	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.0002	<0.0002
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	1,2-ジクロロエタン (mg/L)				1,1-ジクロロエチレン (mg/L)				シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.0004	<0.0004	0	2	<0.01	<0.01	0	2	<0.004	<0.004
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.0004	<0.0004	0	2	<0.01	<0.01	0	2	<0.004	<0.004
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)				1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)				トリクロロエチレン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0006	<0.0006	0	2	<0.001	<0.001
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0006	<0.0006	0	2	<0.001	<0.001
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	テトラクロロエチレン (mg/L)				1,3-ジクロロプロペン (mg/L)				チウラム (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0002	<0.0002	0	2	<0.0006	<0.0006
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0002	<0.0002	0	2	<0.0006	<0.0006
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	シマジン (mg/L)				チオベンカルブ (mg/L)				ベンゼン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.0003	<0.0003	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.001	<0.001
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.0003	<0.0003	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.001	<0.001
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	セレン (mg/L)				硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)				ふっ素 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	<0.002	<0.002	0	2	1.6	1.5	0	2	0.26	0.25
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.002	<0.002	0	2	2.4	2.3	0	2	<0.08	<0.08
地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	ほう素 (mg/L)				1,4-ジオキサン (mg/L)							
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値				
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0	2	0.9	0.8	0	2	<0.005	<0.005				
2		巴川 港橋	C	0	2	<0.1	<0.1	0	2	<0.005	<0.005				

注) m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 2-6-6 公共用水域水質測定結果（河川 - 生活環境項目等：平成 30 年度）

地点番号	水域名	地点名	類型指定	pH				DO				
				最小	最大	m	n	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	7.8	8.8	-	6	8.8	12	-	6	11
2		巴川 港橋	C	7.5	7.9	0	8	4.8	7.7	1	8	6.4

地点番号	水域名	地点名	類型指定	BOD									
				最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	日間平均					
								最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	x	y	平均 (mg/L)	75% (mg/L)
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0.7	2.2	-	6	0.7	2.2	-	6	1.1	1.1
2		巴川 港橋	C	0.6	1.2	0	8	0.6	1.2	0	8	0.9	0.9

地点番号	水域名	地点名	類型指定	SS				大腸菌群数					
				最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (MPN/100mL)	最大 (MPN/100mL)	m	n	平均 (MPN/100mL)
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	<1	2	-	6	1	7.9E+03	2.4E+05	-	6	6.4E+04
2		巴川 港橋	C	1	4	0	8	2	7.9E+03	4.9E+04	0	8	1.9E+04

地点番号	水域名	地点名	類型指定	全窒素				全リン					
				最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	2.2	3.0	-	6	2.7	0.097	0.15	-	6	0.12
2		巴川 港橋	C	2.0	3.1	-	8	2.30	0.13	0.30	-	8	0.24

地点番号	水域名	地点名	類型指定	全亜鉛				ノニルフェノール					
				最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0.004	0.010	-	6	0.007	-	-	-	-	-
2		巴川 港橋	C	0.006	0.018	0	8	0.011	0.00006	0.00007	0	2	0.00007

地点番号	水域名	地点名	類型指定	LAS				銅				
				最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	k	n
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	-	-	-	-	<0.01	<0.01	0	2	<0.01
2		巴川 港橋	C	<0.0006	<0.0006	0	2	<0.0006	<0.01	<0.01	0	2

注) m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に適合しない日数、y:総測定日数、k:下限値以上の検体数

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 2-6-7 公共用水域水質測定結果（河川 - ダイオキシン類：平成 30 年度）

地点番号	水域名	地点名	類型指定	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準
1	奥駿河湾水域	庵原川 庵原川橋	-	0.11	1 pg-TEQ/L 以下
2		巴川 港橋	C	0.077	

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

② 海域

調査結果は、表 2-6-8～表 2-6-10 に示すとおりである。

平成 30 年度の公共用水域水質調査結果によると、健康項目及びダイオキシン類については、いずれの地点も環境基準に適合していた。

なお、生活環境項目では COD (1 地点) については、環境基準値を超える検体が見られた。

表 2-6-8 公共用水域水質測定結果（海域 - 健康項目：平成 30 年度）

地点番号	水域名	地点名	類型指定	カドミウム (mg/L)				全シアン (mg/L)				鉛 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	0	2	<0.005	<0.005
地点番号	水域名	地点名	類型指定	六価クロム (mg/L)				砒素 (mg/L)				総水銀 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.02	<0.02	0	2	<0.005	<0.005	0	2	<0.0005	<0.0005
地点番号	水域名	地点名	類型指定	PCB (mg/L)				ジクロロメタン (mg/L)				四塩化炭素 (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	-	-	-	-	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.0002	<0.0002
地点番号	水域名	地点名	類型指定	1,2-ジクロロエタン (mg/L)				1,1-ジクロロエチレン (mg/L)				シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.0004	<0.0004	0	2	<0.01	<0.01	0	2	<0.004	<0.004
地点番号	水域名	地点名	類型指定	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)				1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)				トリクロロエチレン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0006	<0.0006	0	2	<0.001	<0.001
地点番号	水域名	地点名	類型指定	テトラクロロエチレン (mg/L)				1,3-ジクロロプロペン (mg/L)				チウラム (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.0005	<0.0005	0	2	<0.0002	<0.0002	0	2	<0.0006	<0.0006
地点番号	水域名	地点名	類型指定	シマジン (mg/L)				チオベンカルブ (mg/L)				ベンゼン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.0003	<0.0003	0	2	<0.002	<0.002	0	2	<0.001	<0.001
地点番号	水域名	地点名	類型指定	セレン (mg/L)				硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)				1,4-ジオキサン (mg/L)			
				m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0	2	<0.002	<0.002	0	2	0.07	0.05	0	2	<0.005	<0.005

注) m:環境基準値を超える検体数、n:総検体数

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 2-6-9 公共用水域水質測定結果（海域 - 生活環境項目：平成 30 年度）

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	pH				DO				
					最小	最大	m	n	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	-	8.0	8.3	0	12	6.4	9.00	0	12	7.7

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	COD									
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	日間平均					
									最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	x	y	平均 (mg/L)	75% (mg/L)
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	-	1.5	3.5	1	12	1.9	2.7	0	4	2.3	2.6

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	SS				大腸菌群数					
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (MPN/100 mL)	最大 (MPN/100 mL)	m	n	平均 (MPN/100 mL)
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	-	1	5	0	12	3	-	-	-	-	-

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	ノニルフェノール				全窒素				全リン						
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	上層	-	-	-	-	-	0.25	1.1	-	4	0.70	0.021	0.15	-	4	0.077
				中層	-	-	-	-	-	0.24	0.64	-	4	0.42	0.021	0.061	-	4	0.042
				下層	-	-	-	-	-	0.12	0.26	-	4	0.20	0.014	0.021	-	4	0.018

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	底層溶存酸素量				全亜鉛				LAS						
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	m	n	平均 (mg/L)
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	-	6.3	7.7	0	4	7.0	0.002	0.009	0	2	0.006	-	-	-	-	-

注) m:環境基準を超える検体数、n:総検体数、x:環境基準に適合しない日数、y:総測定日数

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 2-6-10 公共用水域水質測定結果（海域 - ダイオキシン類：平成 30 年度）

地点番号	水域名	地点名	類型指定	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準
3	奥駿河湾水域	江尻埠頭沖	B	0.057	1 pg-TEQ/L 以下

資料:「平成 30 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(令和元年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

2) 公共用水域水質調査：静岡市調査

静岡市が実施した水質調査結果は、表 2-6-11 に示すとおりである。

平成 30 年度の公共用水域水質調査結果によると、生活環境項目について、pH (1 地点)、DO (2 地点)、COD (1 地点) において環境基準値を超える検体が見られた。

表 2-6-11(1) 公共用水域水質測定結果 (海域 - 生活環境項目 : 平成 30 年度)

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	pH				DO			
					最小	最大	平均	環境基準適合状況	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	平均 (mg/L)	環境基準適合状況
1	奥駿河湾水域	防波堤内側	A	-	8.1	8.3	8.2	○	6.4	8.6	7.5	○
2		東燃沖	B	-	8.1	8.2	8.2	○	6.4	9.2	7.7	○
3		清水船溜沖	B	-	7.8	8.3	8.1	○	6.4	9.1	7.7	○
4		日の出埠頭沖	B	-	7.7	8.3	8.1	○	6.1	8.9	7.5	○
5		巴川沖	B	-	7.5	8.3	8.1	○	6.2	8.9	7.5	○
6		折戸湾中央	B	-	7.6	8.3	8.1	○	5.8	8.9	7.5	○
7		貯木場入り口	B	-	0.0	8.4	6.8	×	5.8	10.5	7.8	○
8		巴川河口	B	-	7.3	8.2	7.9	○	5.4	9.1	7.2	○
9		清水船溜	B	-	7.9	8.2	8.1	○	5.6	9.0	7.4	○
10		日軽金沖	B	-	8.1	8.2	8.2	○	6.3	8.6	7.5	○
11		江尻船溜	B	-	8.0	8.3	8.2	○	5.8	9.2	7.6	○
12		袖師船溜	B	-	8.1	8.3	8.2	○	5.4	8.7	7.4	○
13		庵原川沖	B	-	8.1	8.3	8.2	○	6.2	9.1	7.7	○
14		興津川沖	A	-	8.1	8.2	8.2	○	6.6	8.2	7.4	×
15		防波堤外側	A	-	8.1	8.2	8.2	○	6.7	8.2	7.4	×

地点番号	水域名	地点名	類型指定	採取水深	COD				SS			
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	平均 (mg/L)	環境基準適合状況	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	平均 (mg/L)	環境基準適合状況
1	奥駿河湾水域	防波堤内側	A	-	1.4	2.5	1.7	○	1.0	4.0	2.1	-
2		東燃沖	B	-	1.5	2.4	1.9	○	1.0	5.0	2.0	-
3		清水船溜沖	B	-	2.0	2.7	2.3	○	1.0	6.0	3.0	-
4		日の出埠頭沖	B	-	1.8	2.6	2.2	○	2.0	5.0	3.0	-
5		巴川沖	B	-	2.0	2.8	2.4	○	2.0	8.0	3.7	-
6		折戸湾中央	B	-	1.7	2.9	2.4	○	2.0	6.0	3.4	-
7		貯木場入り口	B	-	2.6	4.3	3.2	×	3.0	8.0	5.2	-
8		巴川河口	B	-	2.3	3.5	2.9	○	2.0	27.0	8.8	-
9		清水船溜	B	-	1.6	2.2	2.0	○	1.0	6.0	2.3	-
10		日軽金沖	B	-	1.6	2.2	1.8	○	1.0	4.0	2.0	-
11		江尻船溜	B	-	1.7	2.4	2.0	○	1.0	4.0	2.3	-
12		袖師船溜	B	-	1.5	2.7	1.9	○	1.0	4.0	1.8	-
13		庵原川沖	B	-	1.5	2.3	1.8	○	1.0	5.0	1.8	-
14		興津川沖	A	-	1.2	1.7	1.5	○	1.0	5.0	2.3	-
15		防波堤外側	A	-	1.0	1.7	1.4	○	1.0	3.0	1.5	-

(備考)

[○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料:静岡市環境局環境保全課提供資料

表 2-6-11(2) 公共用水域水質測定結果（海域－生活環境項目：平成 30 年度）

地点 番号	水域名	地点名	類型 指定	採取 水深	全窒素				全リン			
					最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	平均 (mg/L)	環境基準 適合状況	最小 (mg/L)	最大 (mg/L)	平均 (mg/L)	環境基準 適合状況
1	奥駿河湾水域	防波堤内側	A	0.5 m	0.15	0.54	0.27	-	0.011	0.032	0.018	-
				2.0 m	0.13	0.38	0.21	-	0.012	0.028	0.017	-
				5.0 m	0.12	0.22	0.15	-	0.012	0.017	0.013	-
2		東燃沖	B	0.5 m	0.28	1.01	0.49	-	0.024	0.084	0.043	-
				2.0 m	0.16	0.95	0.42	-	0.017	0.080	0.036	-
				5.0 m	0.12	0.34	0.22	-	0.012	0.028	0.019	-
3		清水船溜沖	B	0.5 m	0.27	1.36	0.82	-	0.023	0.184	0.090	-
				2.0 m	0.28	0.44	0.37	-	0.027	0.044	0.034	-
				5.0 m	0.14	0.34	0.25	-	0.017	0.032	0.024	-
4		日の出埠頭沖	B	0.5 m	0.35	1.17	0.73	-	0.032	0.116	0.071	-
				2.0 m	0.19	0.85	0.45	-	0.023	0.075	0.042	-
				5.0 m	0.17	0.29	0.23	-	0.018	0.028	0.024	-
5		巴川沖	B	0.5 m	0.37	1.87	0.98	-	0.033	0.135	0.086	-
				2.0 m	0.36	0.89	0.58	-	0.038	0.088	0.058	-
				5.0 m	0.13	0.44	0.26	-	0.018	0.039	0.025	-
6	折戸湾中央	B	0.5 m	0.20	1.84	1.02	-	0.039	0.202	0.103	-	
			2.0 m	0.18	0.84	0.46	-	0.023	0.078	0.047	-	
			5.0 m	0.14	0.34	0.25	-	0.019	0.036	0.028	-	
7	貯木場入り口	B	0.5 m	0.46	2.10	1.12	-	0.037	0.218	0.104	-	
			2.0 m	0.42	0.73	0.53	-	0.036	0.070	0.048	-	
			5.0 m	0.25	0.94	0.47	-	0.030	0.077	0.046	-	
8	巴川河口	B	0.5 m	1.00	1.61	1.38	-	0.119	0.199	0.155	-	
			2.0 m	0.32	1.04	0.60	-	0.051	0.105	0.068	-	
			5.0 m	0.23	0.61	0.38	-	0.026	0.067	0.050	-	
9	清水船溜	B	0.5 m	0.16	1.21	0.62	-	0.021	0.099	0.059	-	
			2.0 m	0.16	0.66	0.38	-	0.018	0.052	0.035	-	
			5.0 m	0.15	0.33	0.23	-	0.012	0.029	0.022	-	
10	日軽金沖	B	0.5 m	0.16	0.54	0.35	-	0.012	0.044	0.030	-	
			2.0 m	0.16	0.43	0.30	-	0.014	0.042	0.026	-	
			5.0 m	0.13	0.29	0.20	-	0.010	0.024	0.018	-	
11	江尻船溜	B	0.5 m	0.17	0.96	0.59	-	0.018	0.111	0.058	-	
			2.0 m	0.16	0.63	0.40	-	0.019	0.059	0.038	-	
			5.0 m	0.15	0.34	0.23	-	0.017	0.034	0.023	-	
12	袖師船溜	B	0.5 m	0.23	0.44	0.32	-	0.031	0.058	0.044	-	
			2.0 m	0.18	0.39	0.25	-	0.018	0.046	0.032	-	
			5.0 m	0.15	0.26	0.19	-	0.015	0.030	0.021	-	
13	庵原川沖	B	0.5 m	0.20	1.03	0.41	-	0.016	0.061	0.029	-	
			2.0 m	0.14	0.45	0.25	-	0.014	0.032	0.020	-	
			5.0 m	0.11	0.27	0.17	-	0.012	0.020	0.015	-	
14	興津川沖	A	0.5 m	0.12	0.22	0.16	-	0.007	0.019	0.013	-	
			2.0 m	0.11	0.23	0.15	-	0.007	0.023	0.014	-	
			5.0 m	0.09	0.17	0.12	-	0.008	0.011	0.009	-	
15	防波堤外側	A	0.5 m	0.1	0.24	0.1425	-	0.006	0.02	0.0105	-	
			2.0 m	0.1	0.21	0.1275	-	0.007	0.02	0.00975	-	
			5.0 m	0.1	0.14	0.115	-	0.007	0.01	0.00825	-	

(備考)

[○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料: 静岡市環境局環境保全課提供資料

3) 現地調査

現地調査における水質調査結果は、表 2-6-12～表 2-6-14 に示すとおりである。

健康項目及びダイオキシン類については、いずれの地点も環境基準に適合していた。なお、生活環境項目のうち、pH（春季：1 地点、夏季 3 地点）、COD（冬季：1 地点、春季 2 地点、夏季：3 地点）において環境基準値を超過した検体が見られた。

表 2-6-12 水質調査結果（健康項目）（夏季）

地点	類型指定	採取水深	カドミウム [mg/L]		全シアン [mg/L]		鉛 [mg/L]		六価クロム [mg/L]		砒素 [mg/L]	
			<0.0003	○	<0.1	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○
St. 1	A	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.1	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○
St. 2	A	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.1	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○
St. 3	B	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.1	○	<0.005	○	<0.01	○	<0.005	○
地点	類型指定	採取水深	総水銀 [mg/L]		アルキル水銀 [mg/L]		ポリ塩化ビフェニル [mg/L]		四塩化炭素 [mg/L]		ジクロロメタン [mg/L]	
			<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.002	○
St. 1	A	海面下 0.5m	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.002	○
St. 2	A	海面下 0.5m	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.002	○
St. 3	B	海面下 0.5m	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0002	○	<0.002	○
地点	類型指定	採取水深	1,2-ジクロロエタン [mg/L]		1,1-ジクロロエチレン [mg/L]		シス-1,2-ジクロロエチレン [mg/L]		1,1,1-トリクロロエタン [mg/L]		1,1,2-トリクロロエタン [mg/L]	
			<0.0004	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.0005	○	<0.0006	○
St. 1	A	海面下 0.5m	<0.0004	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.0005	○	<0.0006	○
St. 2	A	海面下 0.5m	<0.0004	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.0005	○	<0.0006	○
St. 3	B	海面下 0.5m	<0.0004	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.0005	○	<0.0006	○
地点	類型指定	採取水深	シマジン [mg/L]		チオベンカルブ [mg/L]		セレン [mg/L]		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素[mg/L]		1,4-ジオキサン [mg/L]	
			<0.0003	○	<0.002	○	<0.005	○	<0.012	○	<0.005	○
St. 1	A	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.002	○	<0.005	○	<0.012	○	<0.005	○
St. 2	A	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.002	○	<0.005	○	<0.013	○	<0.005	○
St. 3	B	海面下 0.5m	<0.0003	○	<0.002	○	<0.005	○	<0.022	○	<0.005	○
(備考)												
[○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外												

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料:「令和 2 年度[第 31-W1750-01 号]清水港港湾調査委託(水質・底質)報告書」
(令和 2 年 10 月、静岡県清水港管理局)

表 2-6-13(1) 水質調査結果（生活環境項目）（冬季）

地点	類型指定	採取水深	水素イオン濃度 (pH)		化学的酸素要求量 (CODMn) [mg/L]		浮遊物質 (SS) [mg/L]		溶存酸素量 (DO) [mg/L]		n-ヘキサン抽出物質 [mg/g]		大腸菌群数 [MPN/100mL]	
			値	○	値	○	値	-	値	○	値	○	値	○
St. 1	A	海面下 0.5m	8.1	○	1.1	○	3	-	8.7	○	<0.5	○	11	○
		海面下 2.0m	8.1	○	1.6	○	1	-	8.8	○			11	○
		海底下 5.0m	8.1	○	0.6	○	1	-	8.7	○			23	○
		海底上 1.0m												
St. 2	A	海面下 0.5m	8.1	○	1.1	○	2	-	8.6	○	<0.5	○	13	○
		海面下 2.0m	8.1	○	1.4	○	1	-	8.7	○			24	○
		海底下 5.0m	8.1	○	1.7	○	1	-	8.7	○			7	○
		海底上 1.0m												
St. 3	B	海面下 0.5m	8.1	○	3.8	×	2	-	10.2	○	<0.5	○	170	-
		海面下 2.0m	8.2	○	3.5	×	2	-	10.1	○			130	-
		海底下 5.0m	8.2	○	2.8	○	2	-	9.7	○			34	-
		海底上 1.0m												

地点	類型指定	採取水深	全窒素 [mg/L]		全リン [mg/L]		底層溶存酸素量 (底層DO) [mg/L]		全亜鉛 [mg/L]		ノニルフェノール [mg/L]		LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) [mg/L]	
			値	-	値	-	値	-	値	-	値	-	値	-
St. 1	A	海面下 0.5m	0.21	-	0.019	-			0.003	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.22	-	0.018	-			0.005	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.16	-	0.024	-			0.003	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					7.7	-						
St. 2	A	海面下 0.5m	0.25	-	0.022	-			0.003	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.18	-	0.012	-			0.003	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.27	-	0.012	-			0.002	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					8.4	-						
St. 3	B	海面下 0.5m	0.82	-	0.049	-			0.008	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.65	-	0.062	-			0.011	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.46	-	0.032	-			0.006	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					9.7	-						

(備考)
 [○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (水質・底質)業務委託 報告書」(令和 2 年 5 月、静岡県清水港管理局)

表 2-6-13(2) 水質調査結果（生活環境項目）（春季）

地点	類型指定	採取水深	水素イオン濃度 (pH)		化学的酸素要求量 (CODMn) [mg/L]		浮遊物質 (SS) [mg/L]		溶存酸素量 (DO) [mg/L]		n-ヘキサン抽出物質 [mg/g]		大腸菌群数 [MPN/100mL]	
St. 1	A	海面下 0.5m	8.2	○	1.7	○	1	-	9.0	○	<0.5	○	9	○
		海面下 2.0m	8.2	○	2.0	○	1	-	9.2	○	/	/	130	○
		海底下 5.0m	8.2	○	1.7	○	1	-	9.2	○	/	/	17	○
		海底上 1.0m	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
St. 2	A	海面下 0.5m	8.1	○	2.0	○	2	-	9.1	○	<0.5	○	14	○
		海面下 2.0m	8.2	○	2.1	×	2	-	9.3	○	/	/	170	○
		海底下 5.0m	8.2	○	2.4	×	2	-	9.5	○	/	/	170	○
		海底上 1.0m	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
St. 3	B	海面下 0.5m	8.5	×	6.3	×	4	-	15.1	○	<0.5	○	3300	-
		海面下 2.0m	8.4	×	5.2	×	5	-	14.4	○	/	/	2400	-
		海底下 5.0m	8.2	○	3.7	×	6	-	10.3	○	/	/	280	-
		海底上 1.0m	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

地点	類型指定	採取水深	全窒素 [mg/L]		全リン [mg/L]		底層溶存酸素量 (底層DO) [mg/L]		全亜鉛 [mg/L]		ノニルフェノール [mg/L]		LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) [mg/L]	
St. 1	A	海面下 0.5m	0.23	-	0.009	-	/	/	0.008	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.22	-	0.017	-	/	/	0.005	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.18	-	0.008	-	/	/	0.002	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m	/	/	/	/	7.9	-	/	/	/	/	/	/
St. 2	A	海面下 0.5m	0.21	-	0.009	-	/	/	0.005	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.20	-	0.006	-	/	/	0.004	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.26	-	0.011	-	/	/	0.001	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m	/	/	/	/	8.8	-	/	/	/	/	/	/
St. 3	B	海面下 0.5m	1.0	-	0.056	-	/	/	0.006	-	<0.00006	-	0.0021	-
		海面下 2.0m	0.57	-	0.047	-	/	/	0.006	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.41	-	0.035	-	/	/	0.004	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m	/	/	/	/	10.3	-	/	/	/	/	/	/

(備考)

[○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料:「令和元年度[第 31-W1750-01 号]清水港社会資本整備総合交付金【港湾事業】に伴う環境現況調査 (水質・底質)業務委託 報告書」(令和 2 年 5 月、静岡県清水港管理局)

表 2-6-13(3) 水質調査結果（生活環境項目）（夏季）

地点	類型指定	採取水深	水素イオン濃度 (pH)		化学的酸素要求量 (CODMn) [mg/L]		浮遊物質 (SS) [mg/L]		溶存酸素量 (DO) [mg/L]		n-ヘキサン抽出物質 [mg/L]		大腸菌群数 [MPN/100mL]	
			値	適合	値	適合	値	適合	値	適合	値	適合	値	適合
St. 1	A	海面下 0.5m	8.6	×	3.8	×	5	-	9.3	○	<0.5	○	<1.8	○
		海面下 2.0m	8.6	×	3.8	×	3	-	9.6	○			<1.8	○
		海底下 5.0m	8.5	×	2.8	×	1	-	7.4	×			<1.8	○
		海底上 1.0m												
St. 2	A	海面下 0.5m	8.7	×	3.3	×	4	-	9.8	○	<0.5	○	1.8	○
		海面下 2.0m	8.7	×	3.5	×	5	-	10.1	○			<1.8	○
		海底下 5.0m	8.4	×	2.7	×	3	-	8.0	○			<1.8	○
		海底上 1.0m												
St. 3	B	海面下 0.5m	8.6	×	4.8	×	4	-	10.6	○	<0.5	○	27	-
		海面下 2.0m	8.5	×	3.8	×	2	-	10.9	○			33	-
		海底下 5.0m	8.5	×	4.0	×	3	-	10.5	○			17	-
		海底上 1.0m												

地点	類型指定	採取水深	全窒素 [mg/L]		全リン [mg/L]		底層溶存酸素量 (底層DO) [mg/L]		全亜鉛 [mg/L]		ノニルフェノール [mg/L]		LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) [mg/L]	
			値	適合	値	適合	値	適合	値	適合	値	適合	値	適合
St. 1	A	海面下 0.5m	0.16	-	0.012	-			0.007	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.17	-	0.012	-			0.002	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.16	-	0.009	-			0.002	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					5.8	-						
St. 2	A	海面下 0.5m	0.23	-	0.016	-			0.005	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.24	-	0.016	-			0.003	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.17	-	0.009	-			0.002	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					7.1	-						
St. 3	B	海面下 0.5m	0.59	-	0.064	-			0.021	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海面下 2.0m	0.50	-	0.048	-			0.007	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底下 5.0m	0.58	-	0.051	-			0.006	-	<0.00006	-	<0.0006	-
		海底上 1.0m					10.4	-						

(備考)
 [○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外

注) 環境基準は表 2-6-1 に示すとおりである。

資料:「令和 2 年度[第 31-W1750-01 号]清水港港湾調査委託(水質・底質)報告書」
 (令和 2 年 10 月、静岡県清水港管理局)

表 2-6-14 水質調査結果（ダイオキシン類）（夏季）

地点	類型 指定	採取水深	ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]	
St. 1	A	海面下 0.5m	0.031	○
St. 2	A	海面下 0.5m	0.030	○
St. 3	B	海面下 0.5m	0.059	○
(備考)				
[○]:環境基準に適合、[×]:環境基準に不適合、[-]:環境基準適用外				

注) 環境基準は表 2-6-2 に示すとおりである。

資料:「令和 2 年度[第 31-W1750-01 号]清水港港湾調査委託(水質・底質)報告書」
(令和 2 年 10 月、静岡県清水港管理局)